

2016年4月27日

2016 年年次総会招集通知

メディシノバ・インク株主各位

デラウェア州の会社であるメディシノバ・インク（以下「当社」といいます。）の年次株主総会を、2016年6月9日（木曜日）午後3時30分（太平洋夏時間）から、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート495、エグゼクティブ・スクエア4225において以下に掲げる目的のために開催しますのでここに通知いたします。

1. 2019年年次株主総会が開催され、かつ後任者が適式に選任され資格を有するとき（それ以前に、死亡若しくは辞任した場合又は解任された場合は、そのとき）までを任期とするクラスⅢの取締役2名（指名・企業統治委員会の提言を受けて、取締役会が指名）の選任
2. 監査委員会が、BDO USA・エルエルピーを、2016年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所に選任することの承認
3. 勧告的決議としての、本招集通知に記載される当社の特定執行役（Named Executive Officers）の報酬の承認
4. 年次株主総会に適式に提案されたその他の事項の審議

本年次株主総会又はその延会の招集通知を受け取り議決権を行使できるのは、2016年4月15日の営業終了時において名義登録されている株主の皆様に限られます。本年次株主総会において議決権を行使できる株主の皆様全員の名簿は当該総会開催前の10日間、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート650、エグゼクティブ・スクエア4275所在の当社にて閲覧することができます。

年次株主総会における皆様の議決権行使は非常に重要です。皆様がその場に出席される予定でありましても、同封の委任状に印をつけ、日付を記入したうえで、2016年6月6日（月曜日）必着で、できるだけ早くご返送くださいますようお願いいたします。なお、これは、本年次株主総会に出席し、議決権を行使する皆様の権利を制限するものではありません。

取締役会の命により



岩城裕一 M. D.、Ph. D.
代表取締役社長兼CEO

カリフォルニア州ラ・ホイヤ
2016年4月27日

【株式会社証券保管振替機構からのお知らせ】

株式会社証券保管振替機構の定める外国株券等保管振替決済制度に従い、株主の権利は、原則として、2016年4月15日現在において確定された実質株主の指示により、当社が行使しますので、皆様におかれましては、添付の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいますようお願いいたします。同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否等を表示して、折返しご返送ください。

また、日本における実質株主の皆様による議決権の行使方法については、本書に記載の内容と異なる点がありますので、ご留意ください。

なお、米国カリフォルニア州ラ・ホイヤにおいて開催される株主総会に直接出席したうえで、議決権の行使を希望する実質株主につきましては、別途手続きが必要となりますので、詳細はメディシノバ・インク（電話：03-3519-5010）又は株式会社証券保管振替機構振替業務部外国株式担当（電話：03-3661-3994）までお問い合わせください。

営業報告

概況

当社は、主として米国の市場において、さまざまな疾患及び病態に対する革新的な新規の低分子医薬品の開発に特化する医薬品企業です。当社は現在、進行型多発性硬化症（MS）、筋萎縮性側索硬化症（ALS）など中枢神経系疾患及び薬物依存（メタンフェタミン（覚醒剤）、オピオイド（麻薬）、アルコールなど）の治療を適応とする MN-166（イブジラスト）、NASH（非アルコール性脂肪性肝炎）、IPF（特発性肺線維症）など線維症疾患の治療を適応とする MN-001（タイペルカスト）の開発に経営資源を集中させています。当社のパイプラインには、さらに喘息急性発作の治療を適応とする MN-221（ベドラドリン）、固形がんの治療を適応とする MN-029（デニブリン）があります。

当社は現在、異なる数種の神経系疾患に対する適応でMN-166（イブジラスト）を開発しています。2008年には、再発寛解型多発性硬化症を適応とするフェーズ2臨床治験を完了しました。当該臨床治験において、安全性及び神経保護作用に関する有効性にポジティブなデータが認められたため、当社は、国立衛生研究所の支部である国立神経疾患脳卒中研究所（NINDS）に設立された共同臨床治験ネットワーク・NeuroNEXTのパートナーに選ばれ、一次/二次進行型多発性硬化症を適応とする臨床開発を開始しております。2015年6月には、当初の予定患者数250名を超えた255名の進行型多発性硬化症患者の登録及び無作為化を完了した旨をお知らせしました。また、2014年8月、当社はMN-166の新しい適応としてALS（筋萎縮性側索硬化症）治療を目的としたフェーズ2臨床治験の開始を発表し、現在も進行中です。当該治験の予定登録患者数60名のうち半数の30名の登録完了を2015年2月にお知らせしました。さらに2015年4月には、ワシントンDCで開かれた米国神経学会第67回年次総会において、同治験における安全性データの中間解析を発表いたしました。治療開始後3カ月を経た時点において、プラセボの投与を受けた患者群と比較して、MN-166を投与された患者群で安全性または認容性の問題は認められませんでした。この安全性データ中間解析を受けて、独立安全性モニター医師は、当初の計画どおり治験を継続することを当社に推奨しました。その後の2015年9月には、進行ALS患者（NIV（非侵襲的換気補助器）のサポートを受けるALS患者）を対象患者に加える、治験対象患者基準の拡大及び登録患者数の増加などを含む修正プロトコルが米国食品医薬品局（FDA）からの承認を受け、この修正プロトコルに基づき、最初の進行ALS患者が登録されました。プロトコル修正によって、NIVのサポートを受ける進行ALS患者60名を新たに加えて登録することが承認されました。さらに2015年11月、当社は、ALSに従来用いられる分析技術を補完することとなる、画像技術によりMN-166の効果を評価する新規臨床プロトコルに対する承認をFDAから得たことをお知らせしました。当社は2016年2月17日、マサチューセッツ総合病院と、脳におけるミクログリア活性を減衰するMN-166の効果について

て、バイオマーカーを使用して画像測定する治験を共同で行う契約を締結いたしました。ALS治療適応のMN-166に対しては、2015年12月に、FDAから、ファストトラック（優先承認審査制度）の指定承認も受けております。

さらにMN-166に関する新規適応として、当社は2015年6月に、MN-166がクラッペ病治療を適応としてFDAからオーファンドラッグに指定されたことをお知らせしました。さらに2016年1月には、FDAがMN-166を、早期乳児型(1型)クラッペ病適応で、希少小児疾患(Rare Pediatric Disease) 治療薬候補に指定したことをお知らせしました。

依存症の分野では、2012年、米国国立薬物濫用研究所(NIDA)の資金供与を受けたUCLAの治験責任医師が、メタンフェタミン(覚醒剤)依存症のボランティア患者を対象とするMN-166のフェーズ1b臨床治験を完了し、2013年6月の米国薬物依存問題学会でその結果を発表しました。さらに2012年9月、当社は、メタンフェタミン依存治療を適応とするMN-166のフェーズ2臨床治験に対し、NIDAの承認と資金供与を得たことを発表いたしました。本臨床治験は2013年にUCLAと共同で開始し、現在進行中です。また、2010年に、コロンビア大学とニューヨーク州精神医学研究所の治験責任医師が、オピオイド離脱を適応とするMN-166のフェーズ1b/2a臨床治験を完了いたしました。本臨床治験もNIDAの資金供与を受けております。さらに、コロンビア大学及びニューヨーク州精神医学研究所の治験責任医師は、再度NIDAの資金供与を受けて、オピオイド処方薬またはヘロインの依存患者に対する離脱効果を検証する、プラセボ対照二重盲検フェーズ2a臨床治験を開始いたしました。2014年8月には、当該治験のポジティブな中間解析結果を発表し、2015年6月、第77回米国薬物依存問題学会年次総会において、そのデータを発表いたしました。2016年3月、当該治験の治験責任医師が、ポジティブな治験結果を発表しております。さらに、2013年8月、当社は、アルコール依存症治療に対するMN-166の効果を検証する臨床治験に対して、UCLAの研究者が米国国立アルコール濫用/依存症研究所(NIAAA)から研究費の供与及び治験承認を受けたことを発表いたしました。2015年6月に、当該臨床治験の患者登録の完了をお知らせいたしました。2015年12月、当社は、第54回米国神経精神薬理学会年次総会において、アルコール依存症適応の臨床治験の結果の発表があったことをお知らせしました。MN-166がアルコールに対する日々の渴望度を有意に減少するという結果が確認されました($p < 0.05$)が、刺激誘因性またはストレス誘因性のアルコール渴望に対しては効果を認められませんでした。しかし、刺激への反応及びストレス負荷に対して心理状態をポジティブに促進しました。治験期間を通して、MN-166の認容性及び安全性は良好でした。

当社はまた、MN-001(タイペルカスト)を、非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)、特発性肺線維症(IPF)などの線維症疾患の治療薬として開発中です。2014年、当社は2種の異なるNASHマウスモデルにおける前臨床試験のポジティブな結果を発表し、米国においてNASHを適応とする臨床開発を行う準備を開始しました。2015年1月、MN-001についてNASHを適応として申請していたIND(臨床試験実施申請)が、FDAから承認された旨を開示いたしました。本承認により、NASHを適応とするMN-001の臨床治験をフェーズ2から開始することが可能になりました。2015

年4月、FDAは、肝線維化を認めるNASH治療適応に対してMN-001をファストトラックに指定しました。さらに2015年7月には、FDAから高中性脂肪血症を伴うNASHを適応とするMN-001の2本目の臨床試験プロトコルに対する承認を受け、2015年11月、当社は高中性脂肪血症を伴うNASH適応の臨床試験の開始をお知らせしました。

また、2014年6月に、IPFのマウスモデルにおける前臨床試験のポジティブな結果を発表し、IPFを適応とする臨床開発の準備を開始しました。さらに2014年10月、FDAはIPF治療を適応とするMN-001をオーファンドラッグに指定する決定を下しました。本決定により、MN-001がIPF適応において承認を受けた場合、上市後7年間の市場独占期間が加算されます。2015年2月には、FDAが中等度から重度のIPF患者を対象とするMN-001の臨床試験のプロトコルを承認したことを発表いたしました。ここで重要なのは、MN-001に関する過去の臨床開発における安全性データに基づき、FDAが、IPF適応の臨床開発を当社がフェーズ2から開始することに同意したことです。2015年9月には、FDAから、IPF治療を適応とするMN-001に対するファストトラック指定を受けました。その後の2015年10月に、中等度から重度のIPF患者を対象とするフェーズ2臨床試験が、ペンシルバニア大学において開始したことをお知らせしております

MN-221（ベドラドリン）に関しましては、救急施設における喘息の急性発作患者を対象とするフェーズ2臨床試験を完了し、2012年10月には、FDAとの間でエンド・オブ・フェーズ2ミーティングを行いました。当社は、このエンド・オブ・フェーズ2ミーティングにおけるFDAからの提言に従って、MN-221の今後の開発プログラムを進めていく予定です。当該ミーティングにおいて、FDAは、MN-221のリスク/ベネフィットを検討の上、主治験の主要評価項目を入院率の減少などの臨床結果とすべきであると提言しました。すでに完了済みのフェーズ2臨床試験では、MN-221が喘息の急性発作による入院を削減する可能性が示唆されておりました。当社は、MN-221の開発において、主治験を開始する前に、用量感受性試験及び喘息急性発作での臨床試験デザインの最適化試験を実施することが必要であると考えています。現在は、開発をさらに進める前に、資金的なサポートを求めてパートナーを探している段階です。

当社は、進行型多発性硬化症、ALS、多様な依存症、NASH、IPF、喘息の急性発作、固形がんなどの治療のための臨床開発を目的として、MN-166、MN-001、MN-221、MN-029の4つの化合物を開発するライセンスを獲得しております。

当社の戦略

当社のゴールは、まだニーズが満たされていない深刻な疾患治療のためにさまざまな医薬品を開発することによって、持続可能なバイオ医薬品事業を展開することです。そのためには、以下の戦略がキーとなっています。

○主として、希薄化を伴わない資金調達によって、多様な適応に対する MN-166 の開発を目指すこと。

当社は、MN-166 の多様なプログラムを、治験責任医師が出資する臨床治験、政府機関などの助成金を受けた臨床治験などを組み合わせて進めていく予定です。ただし、治験薬の供給と安全性に関する薬事関連のサポートを行うことに加え、当社はコンソーシアムからの資金供与による臨床治験にも一定の割合の資金を負担する場合があります。たとえば、当社は、一次進行型及び二次進行型の多発性硬化症を適応とする MN-166 のフェーズ 2 プログラムである NeuroNEXT 治験（NIH の助成金により実施開始）に対する資金負担を増やしているほか、ALS 治療を目的として、カロライナ・ヘルスケアシステムの神経科学研究所、神経筋/ALS・MDA センターで行われている臨床治験への資金負担を増やしています。また、当社は MN-166 の臨床開発に関して、さらに戦略的提携先を模索していきます。

○NASH、IPF など線維症疾患を適応として MN-001 を開発していくこと。

当社は MN-001 の開発プログラムについて、当社の資金負担による開発のみならず、助成金を受けて治験責任医師主導で行う開発や、助成金はないが治験責任医師が行うものなど、さまざまな開発形態を組み合わせて進展させていく予定です。

○一社以上の主要医薬品企業と戦略的提携を結び、後期段階の製品開発及び商品化を実現すること。

当社は、医薬品治療分野のリーダーと関係を構築、維持していきます。MN-166、MN-001、MN-221、MN-029 などのような後期開発段階の製品候補を探している主要な医薬品企業と、人での安全性と有効性の確認・検証を行うフェーズ 2 臨床治験の完了後直ちに、戦略的提携関係を築く準備があります。

当社の沿革

当社は、岩城裕一（M. D.、Ph. D.）及び清泉貴志（M. D.、Ph. D.）により、日本の医薬品会社である田辺製薬株式会社が過半数所有する子会社として、2000 年 9 月に設立されました。しかし、当社の経営は、現在、田辺製薬株式会社（現田辺三菱製薬株式会社）から完全に独立しております。

当社は、アメリカ合衆国 92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ スウィート 650 エグゼクティブ・スクウェア 4275 に、主たる事務所を有します。当社の電話番号は、+1- (858) 373-1500 です。

主要な経営指標等の推移

以下の主要な経営指標等の推移は、当社の監査済連結財務書類からの抜粋であり、将来の経営成績を表示するものではありません。以下の主要な経営指標等の推移は、当社の連結財務書類及び連結注記表並びに「経営方針、財政状態及び経営成績の分析」の項に記載されている情報とともにお読みください。以下の数字の単位は、株式数及び一株当たりの数値を除き、千円ドルです。

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
損益計算書のデータ:		
営業費用:		
研究開発及びパテント費	\$ 3,017	\$ 3,260
一般管理費	5,805	5,963
営業費用合計	8,822	9,223
営業損失	(8,822)	(9,223)
その他の費用	(54)	(12)
支払利息	(1)	(1)
その他の収益	39	37
税引前当期純損失	(8,838)	(9,199)
法人所得税	(7)	4
当期純損失	\$ (8,845)	\$ (9,195)
普通株主に帰属する当期純損失	\$ (8,845)	\$ (9,195)
基本及び希薄化後一株当たり純損失	\$ (0.33)	\$ (0.38)
基本及び希薄化後一株当たり純損失の計算に 使用した株式数(株)	26,578,770	24,067,781
	12月31日現在	
	2015年	2014年
貸借対照表のデータ:		
現金及び現金同等物	\$ 22,077	\$ 11,669
運転資本	21,236	10,539
資産合計	37,906	27,273
累積欠損	(319,427)	(310,582)
株主資本合計	32,753	22,011

経営方針、財政状態及び経営成績の分析

以下の経営方針、財政状態及び経営成績の分析については、本年次報告書に記載する連結財務書類及び関連する連結注記表と併せてお読みいただく必要があります。下記に記載する内容には、リスクと不確実性を伴う将来予想に関する記述が含まれていますが、様々な要素により、当社の実績が、将来予想に関する記述において明示的又は黙示的に示された内容とは著しく異なる結果となる可能性があります。

概要

当社は、米国市場に商業上の重点を置き、医療ニーズが満たされていない重篤な疾病治療を対象とした新規性のある低分子治療法の獲得及び開発に特化したバイオ医薬品会社です。当社は、2000年9月にデラウェア州に設立されました。

当社は、設立当初より多額の純損失を計上しております。2015年12月31日に終了した事業年度における当社の純損失は、8.8百万米ドルでした。また設立当初から2015年12月31日までに、319.4百万米ドルの累積欠損を計上しています。当社は、既存の製品開発プログラムの開発を継続することにより今後数年間にわたり、また研究開発プログラムの拡張、並びに当社の製品、技術及び事業を補完するような製品、技術及び事業の取得又はライセンスの導入が実施された場合には長期間にわたり、相当額の純損失を計上するものと見込んでいます。

当社は現在、進行型多発性硬化症(MS)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)並びにメタンフェタミン(覚醒剤)、オピオイド(麻薬)及びアルコール依存症といった薬物依存症などの神経系疾患治療を適応とする MN-166(イブジラスト)、並びに非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)や特発性肺線維症(IPF)をはじめとする線維症の治療を適応とする MN-001(タイペルカスト)の開発に注力しています。メディシノバのパイプラインには、この他にも気管支喘息急性発作の治療を適応とする MN-221(ベドラドリン)及び固形癌の治療を適応とする MN-029(デニブリン)が含まれます。

当社は、2011年9月27日を発効日として、浙江医药股份有限公司及び北京美福润医药科技有限公司との間で、合弁会社を設立する契約を締結いたしました。合弁契約により合弁会社 Zhejiang Sunny Bio-Medical Co., Ltd. (以下「Zhejiang Sunny」)は、中国において MN-221 の開発及び商品化並びに追加化合物の開発機会の探求を行うこととなります。当社が MN-221 のライセンスを Zhejiang Sunny に供与するためには、サブライセンス契約が必要となります。本合弁契約に基づき、2012年3月に当社は Zhejiang Sunny に対する持分 30%相当の対価として 680,000 米ドルを支払いました。本合弁契約における当社以外の当事者は合わせて、Zhejiang Sunny に対する持分の 70%相当の資金を提供しました。2013年12月に Zhejiang Sunny の取締役会は、中華人民共和国政府による承認を条件として、浙江医药股份有限公司が本合弁契約から離脱することを認める本合弁契約の改定につき合意しました。2014年8月、中国政府は、浙江医药股份有限公司の離脱を認める本合弁契約の改定を承認しました。2015年12月31日現在、北京美福润医药科技有限公司と当社の Zhejiang Sunny に対する持分はそれぞれ 50%であり、この2社のいずれからも追加出資は行われていません。なお、当社は未だ MN-221 のサブライセンス契約を Zhejiang Sunny との間で締結していません。サブライセンス契約が締結される保証、及び Zhejiang Sunny が中国で MN-221 の開発を進めることができる保証はありません。

Zhejiang Sunny は変動持分事業体の会社ですが、当社はその主たる受益者には該当しません。なぜならば、当社は Zhejiang Sunny の取締役会において過半数を占めておらず、同社の行為を指図する又は重要な影響力を及ぼす権限を有していないからです。当社は Zhejiang Sunny が計上する損益を、同社に対する持分割合に応じて当社の連結財務書類に取り込む持分法によって会計処理しています。2015年12月31日現在、当社は Zhejiang Sunny に対する投資を、損益の持分割合相当額を加減して、連結貸借対照表の長期資産として計上しています。

当社は、人での安全性と有効性の確認・検証を行うフェーズ 2 臨床治験の完了後、後期開発段階の製品候補を求めている大手の製薬会社又はバイオテクノロジー企業と戦略的提携関係を築き、さらなる臨床開発及び製品の商品化を進める意向です。さらなる臨床開発に係る意思決定によっては、追加資本の調達を図る可能性があります。同時に当社は、潜在的な提携先及び米国外のマーケットにおける当社の研究開発プログラムに対するライセンス権の導出先も模索してまいります。

営業収益及び営業原価

当社は、2015 年 12 月 31 日及び 2014 年 12 月 31 日に終了した事業年度のいずれにおいても、収益を計上していません。

2011 年 10 月、当社はキッセイ薬品との間で、2.5 百万米ドルの払戻不要な前払金を対価として、MN-221 に関連した研究開発役務を実施する契約を締結いたしました。本契約条項に従い、当社は、当該役務の実施に関連して生じる一切の費用を負担します。当該研究開発役務のうち一部は 2013 年及び 2012 年度中に完了しており、残りの部分も今後実施し、完了する見込みです。当社は、本研究開発に係る諸成果物を基準書に従って評価した結果、研究開発役務という一つの成果物が存在するものとして結論付けました。この 2.5 百万米ドルは繰延収益として当初認識されましたが、2015 年 12 月 31 日までに、このうちの 0.8 百万米ドルが収益に振替計上されています。なお、2015 年度及び 2014 年度のいずれにおいても、キッセイ薬品との本契約に伴う収益は計上されていません。

研究開発及びパテント費

当社の研究開発及びパテント費は、主として、当社の製品候補にかかわるライセンス費用、従業員の給料その他の人件費、当社の製品開発プログラムの前臨床及び臨床開発に係る費用並びに薬事申請等の非臨床活動及び商品化に先立つ製造開発活動に係る費用から構成されています。当社は、臨床治験において使用される当社の化合物の製造並びに当社の製品候補の前臨床及び臨床開発に伴って行われる役務の多くを外部業者に委託しています。したがって研究開発及びパテント費には、主としてコンサルタント、受託臨床試験機関及び受託製造機関への業務委託料並びに当社の知的財産に関する法務、特許及び特許出願に係る専門家報酬及び費用を始めとするその他の外部委託業者への業務委託料が含まれます。内部の研究開発費用には、研究開発人員に支払う報酬その他費用、備品・消耗品費、施設関連費用及び減価償却費が含まれます。研究開発及びパテント費は、発生の都度、費用計上されますが、2016 年度は、開発プログラムの進展に伴う当該費用の増加が見込まれています。

下表は各事業年度に発生した研究開発及びパテント費を、製品開発プログラム別にまとめたものです。人件費を含む費用で特定の製品開発プログラムに紐付けできないものは、「その他の研究開発費」として区分した項目に含まれています。

	(単位：千米ドル)	
	12 月 31 日に終了した事業年度	
	2015 年	2014 年
外部開発費		
MN-221	9	11
MN-166	802	1,065
MN-001	191	421
MN-029	14	2
外部開発費合計	1,016	1,499
研究開発人員の費用	1,404	1,199
研究開発設備費及び減価償却費	55	47
パテント費	356	399
その他の研究開発費	186	116
研究開発費合計	3,017	3,260

当社のゴールは、未だニーズが満たされていない深刻な疾患治療を対象とした高付加価値な治療分野において差別化された医薬品を開発することにより、持続可能なバイオ医薬品事業を展開することです。米国市場に重点を置く当社の戦略を構成する主要な要素は以下のとおりです。

- ・ 主として、希薄化を伴わない資金調達によって、多様な適応に対する MN-166 (イブジラスト) の開発を目指すこと
当社は、MN-166 (イブジラスト) の多様なプログラムを、治験責任医師が出資する臨床治験及び政府機関・その他の助成金を受けた臨床治験を組み合わせることで進めていく予定です。治験薬の供給と薬事関連のサポートを行うことに加え、当社はコンソーシアムからの資金供与による臨床治験にも一定の割合の資金負担をしています。たとえば、当社は、主にアメリカ国立衛生研究所 (NIH) からの資金援助により実施されている進行型多発性硬化症を適応とする MN-166 (イブジラスト) の「多発性硬化症における二次進行型及び一次進行型イブジラスト NeuroNEXT 治験 (SPRINT-MS)」フェーズ 2 プログラムに対して資金拠出しているほか、カロライナ・ヘルスケアシステムの神経科学研究所神経筋/ALS・MDA センターで行われている ALS (筋萎縮性側索硬化症) を適応とする MN-166 (イブジラスト) の臨床治験への資金拠出も行っています。当社は今後も MN-166 (イブジラスト) に対する臨床開発支援を強化すべく、さらなる戦略的提携を図ってまいります。
- ・ NASH (非アルコール性脂肪性肝炎)、IPF (特発性肺線維症) 等の線維症疾患を適応とする MN-001 (タイペルカスト) の開発を推進すること
当社は MN-001 (タイペルカスト) について、当社の資金負担による開発のみならず、助成金を受けて治験責任医師主導で行う開発や、助成金はないが治験責任医師が行うものなど、さまざまな開発形態を組み合わせることで推進してまいります。
- ・ 一社または複数社の主要医薬品企業と戦略的に提携し、後期段階の製品開発及び商品化を実現すること
当社は、医薬品治療分野における主要企業との関係を構築・維持してまいります。当社は、人での安全性と有効性の確認・検証を行うフェーズ 2 臨床治験の完了後、MN-166、MN-221、MN-001、MN-029 などのような後期段階の製品候補を求めている大手の製薬会社と戦略的提携関係を築き、さらなる臨床開発及び製品の商品化を進める意向です。

一般管理費

当社の一般管理費は、主に、当社の総務、財務、人事、事業開発、法務、情報システムなどの業務機能に関連して支払われる給与・諸手当・コンサルティング料・専門職報酬、及び施設費・保険料から構成されています。一般管理費は、発生の都度、費用計上されます。

当社の一般管理費は、製品開発プログラムが成功し当社のインフラストラクチャーを拡張する必要がある場合、当社の製品開発プログラムを支援するために資金を調達する際、又は事業提携、ライセンス導出若しくは製品の売却・処分に関連して増加する事業開発活動に伴い、将来的に増加する可能性があります。

その他の収益及び費用

その他の収益は、主に現金及び現金同等物から得られる金利により構成されております。2015年及び2014年度中のその他の費用は、主に合弁事業に係る投資損失及び外貨建仕入債務に係る為替差損により構成されています。2015年及び2014年度において、当社に借入残高はなく金利費用も発生していません。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務状態及び経営成績の分析は当社の連結財務書類に基づいており、これらは米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されています。当社は、連結財務書類の作成にあたって、見積り・前提を必要としますが、こうした見積り・前提は、資産、負債、収益及び費用の計上額及び偶発債務に関連する開示に影響を与えます。当社は、重要な見越勘定に関連する見積りを含め、見積りの継続的な見直しを行っています。当社の見積りはこれまでの実績及び特定の状況下において当社が合理的と判断するその他の様々な前提に基づいており、この結果が資産及び負債の帳簿価額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積りとは異なることもあり得ます。

当社の重要な会計方針は、本年次報告において別の場所に記載した連結財務書類に対する注記 1 により詳しく記載しています。当社の最も重要な会計上の見積りとしては、営業費と未払費用に影響を与える研究開発及びパテント費、営業費用に影響する株式に基づく報酬費用並びにのれん及び買入無形資産の計上額などが含まれます。当社は定期的に見積り及び前提を見直し、必要と認められた会計期間にその影響額を反映させるようにしています。下記の会計方針は、当社の連結財務書類の作成に使用された判断及び見積りに不可欠なものです。

研究開発及びパテント費

当社は研究開発及びパテント費については、実施済み作業量の見積り、達成済みのマイルストーン、登録患者数及び過去の類似契約などの一定の契約上の要素に基づき、発生時に費用計上しています。その後、当該費用の実績額が明らかになった時点で、見越額の調整を行います。これまでのところ、研究開発及びパテント費の見積額が実績額と大きくかい離したことはありません。

株式に基づく報酬費用

当社は、2013 年株式インセンティブ・プランに基づいて、従業員及び取締役に対してストック・オプションを付与しております。加えて当社には、修正及び改訂後 2004 年株式インセンティブ・プランに基づいて付与された未行使のストック・オプションがあります。さらに 2007 年従業員株式購入制度 (ESPP) に従い、常勤従業員は、当社の普通株式を、「申込期間の開始日における公正市場価格の 85%」又は「各 6 ヶ月の申込期間の終了日における公正市場価格の 85%」のいずれか低い方の価格にて、給与天引により購入することが認められています。これら全てのプランに基づいて提供される給付を行う場合、従業員に対して発行された、ストック・オプションや新株予約権を含む資本性金融商品の付与に対する株式に基づく報酬は、連結財務書類上の費用として認識しなければなりません。これらの報酬の費用は、当該株式報酬の付与日における公正価格により測定され、従業員が当該報酬の対価としてのサービス提供を求められる期間(通常の場合、権利確定期間)にわたり定額法により認識されます。当社は、従業員の業績に連動したストック・オプションを発行する場合があります。その後の権利の確定は、一定の業績目標の達成時に取締役会の決議に基づいて行います。この場合の付与日は取締役会の決議日になります。付与日に先立つ期間においてこれらの報酬費用は、各報告書日における公正価値にて測定されます。株式報酬に対して観察可能な市場価格が存在しない場合には、オプションの行使価格、満期までの予想残存期間、原株式の算定時点における株価、原株式の株価の予想変動率、原株式の予想配当及び無リスク利率といった様々な要因を考慮した評価方法に基づいて、ストック・オプション付与日における公正価値を算出することになります。

ストック・オプションの公正価値の評価には、株価の変動率や満期までの残存期間など複数の変数の見積りが必要になりますが、それら見積りの変動は、株式に基づく報酬費用の計上額に重要な影響を及ぼします。

のれん及び買入無形資産

のれんは取得した事業の識別可能な正味の有形・無形資産の公正価値を取得対価が上回った際に認識されます。取得対価の配分、すなわち取得対価を、識別可能な取得した有形・無形資産及び引き受けた負債に、それぞれの公正価値に基づいて配分するに当たっては、広範囲にわたる会計上の見積もりと判断が要求されます。更に、取得対価の一部をのれんに配分できるのは、「事業」を結合した場合に限られるため、当社は被取得企業が、「事業」を構成するのか、それとも正味の資産グループであるのかを判断しなければなりません。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は償却をせず、毎年度実施される減損テストの対象となります。耐用年数を確定できる無形資産に配分された金額と耐用年数を決定するためには見積もりと判断が必要になります。これらの判断は当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。2015年12月31日及び2014年12月31日現在のいずれにおいても、当社が計上したのれん及び仕掛研究開発費(IPR&D)は、それぞれ9.6百万米ドル及び4.8百万米ドルでした。

当社は、のれん及び耐用年数を確定できない買入無形資産について、少なくとも毎年第4四半期に、また減損の兆候が認められた場合にはより高い頻度で減損テストを行います。当社は、長期性資産の帳簿価額及び見積耐用年数を決めるにあたって、当初採用した前提や論拠について定期的に見直しています。これらの評価規準には、当社の事業目的における当該無形資産の戦略的重要性に加えて、将来にわたって営業利益とプラスのキャッシュ・フローを生み出す当該資産の継続的な能力についての経営者による見積もりが含まれます。もし資産が減損していると認められた場合、資産の帳簿価額がその公正価値を上回る金額が減損損失として計上されます。

新会計基準の公表

新会計基準の公表による影響についての詳細は、連結注記表の「1. 組織及び重要な会計方針の概要」に記載しています。

経営成績

2015年12月31日に終了した年度と2014年12月31日に終了した年度の比較

収益

当社は、2015年12月31日及び2014年12月31日に終了した事業年度のいずれにおいても、収益を計上していません。

研究開発及びパテント費

2015年12月31日に終了した事業年度の研究開発及びパテント費は、2014年12月31日に終了した事業年度の研究開発及びパテント費3.3百万米ドルと比べて0.3百万米ドル減少し、3.0百万米ドルとなりました。この減少は主に、当事業年度の人件費が、株式に基づく報酬費用の増加により対前年度比で0.2百万米ドル増加したものの、パテント費及びMN-166（イブジラスト）及びMN-001（タイペルカスト）に関連する外部開発費が対前年度比で0.5百万米ドル減少したためです。

一般管理費

2015年12月31日に終了した事業年度の一般管理費は、2014年12月31日に終了した事業年度の一般管理費6.0百万米ドルと比べて0.2百万米ドル減少し、5.8百万米ドルとなりました。この減少は、当事業年度の専門家報酬が対前年度比で0.1百万米ドル減少したこと、及び業者の不注意によって破損した医薬品の製造費用を補填するものとして当該業者から100千米ドルの損失補填金を受領し、これを一般管理費に対する相殺として計上したことによるものです。

その他の費用

2014年12月31日に終了した事業年度のその他の費用は約13千米ドルであったのに対し、2015年12月31日に終了した事業年度のその他の費用は約54千米ドルでした。2015年度及び2014年度中に計上したその他の費用は、持分法適用JVに係る持分割合に応じた投資損失と外貨建仕入債務に係る為替差損（純額）で構成されています。その他の費用の増加は、主に対人民元の為替レート変動により、当事業年度のJVに係る為替換算において追加的な損失を計上したことによるものです。

その他の収益

2014年12月31日に終了した事業年度のその他の収益は約37千米ドルであったのに対し、2015年12月31日に終了した事業年度のその他の収益は、約39千米ドルでした。その他の収益は、2015年度及び2014年度のいずれにおいても現金及び現金同等物に係る受取利息であります。

流動性及び資本の源泉

当社は2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ8.8百万米ドル及び9.2百万米ドルの当期純損失を計上しました。2015年12月31日現在における当社の累積欠損の額は、319.4百万米ドルであります。2014年12月31日に終了した事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローが0.8百万米ドルのキャッシュ・インであったのに対し、2015年12月31日に終了した事業年度における同キャッシュ・フローは、営業活動に対する資金供給により7.2百万米ドルのキャッシュ・アウトとなりました。これまで当社の営業損失に対する資金補填は、主として当社持分証券の私募、当社普通株式の公募、長期借入、提携先との開発契約及び創業者によるワラントの行使による資金調達（うち一部は自社株買戻しに使用）により行われてきました。

株式発行による資金調達

当社は、2013年10月16日付けで、マッコリー・キャピタル（USA）インク（MCUSA）との間でATM新株購入契約を締結しました。同契約は、当社がMCUSAを通じ、当社普通株式を、発行価格総額10百万米ドルを上限として随時売却することができるという内容のものでした。同契約は2015年5月22日に解除されていますが、解除日現在までに、当社は同契約に基づき、1株当たり2.01米ドルから4.45米ドルで当社普通株式2,127,500株の売却を完了し、総額で5.3百万米ドル、純額で4.5百万米ドルの手取金を受領しています。なお、2015年12月31日に終了した事業年度においては、普通株式225,000株を売却し、総額で0.9百万米ドル、純額で0.7百万米ドルの手取金を受領し、2014年12月31日に終了した事業年度においては、普通株式1,785,000株を売却し、総額で4.1百万米ドル、純額で3.7百万米ドルの手取金を受領しています。手取金の純額は手取金の総額から手数料やその他株式発行費用を控除した額です。

当社は、2015年5月22日付けで、MLV & Co. LLC（MLV）との間でATM新株販売代理契約を締結しました。同契約により、当社はMLVを通じ、当社普通株式を発行価格総額30.0百万米ドルを上限として随時売却することができます。MLVを通じて普通株式を売却する場合には、1933年証券取引法に基づき公布されたRule415で定義された市場を通じた株式発行と見なされるあらゆる方法にて売却が実施されます。改定規則に基づき、これらの方法には、NASDAQ及びその他いかなる既設の普通株式の売買市場で直接売却する方法、並びに、マーケットメーカーへの売却及びマーケットメーカーを通じた売却方法が含まれます。また、当社の事前承認を前提に、MLVは普通株式を相対取引で売却することもできます。当社は、MLVに対して手数料として、同契約に基づき売却された普通株式による手取金総額の4.0%を上限として支払うことに合意しました。当社の手取金は、MLVに売却される当社普通株式の数及び各取引における1株当たりの購入価格に左右されます。当社は、同契約により株式を売却するいかなる義務も負わず、また、いつでも書面通知により同契約を解約できます。2015年12月31日に終了した事業年度において、当社は同契約に基づき、1株当たり4.16米ドルから4.23米ドルで当社普通株式7,800株の売却を完了し、総額で32,700米ドルの手取金を受領しましたが、これに伴い121,500米ドルの発行費用が発生しています。

当社は、2015年8月24日付けで、買取引受方式により、1株当たり3.50米ドルで当社普通株式

5,000,000株の公募増資を完了し、これにより総額で17.5百万米ドル、純額で約16.0百万米ドルの手取金を受領しています。手取金の純額は、手取金の総額から引受ディスカウント・手数料及び公募費用を控除した額です。

ワラント

2015年12月31日現在、当社が保有している未行使のワラントは、以下の通りです。

- ・ 行使価格3.56米ドルで2016年3月29日に失効する普通株式のワラント:2,339,300個
- ・ 行使価格3.15米ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント: 750,000個
- ・ 行使価格6.06米ドルで2017年5月10日に失効する普通株式のワラント: 198,020個
- ・ 行使価格3.38米ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント: 119,047個

将来の財務状況及び流動性に影響を与える可能性のある要素

2015年12月31日現在、当社の現金及び現金同等物は22.1百万米ドルで、運転資本は21.2百万米ドルでした。本報告書の提出日現在、当社は、少なくとも2017年6月30日までの事業運営にあたって十分な運転資本を確保しているものと考えています。

当社の将来的な資金需要は多くの要素に左右されます。例えば、以下のような要素が挙げられますが、これらに限定されるわけではありません。

- ・ 将来の臨床治験及びその他の研究開発の進捗及び費用
- ・ 当社の製品開発プログラムの範囲、優先順位及び件数
- ・ 臨床治験、薬事承認又は商取引上の事象に関する様々なマイルストーンの達成時に、将来的なマイルストーンの支払が生じる取り決めになっているライセンス契約における当社の義務
- ・ ライセンス付与その他の取り決め等を含む戦略的な協働関係を構築・維持する能力及びさらなる製品候補を取得する当社の能力
- ・ 薬事承認の取得に係る期間及び費用
- ・ 当社の製品候補の臨床治験用生産又は商業生産に要する製造手配を確実にを行うための費用
- ・ 当社の経営陣、人員、システム及び設備を拡充するために必要な費用
- ・ 訴訟に関する費用
- ・ 当社が取得する可能性のある事業の運営又は縮小に関する費用
- ・ 特許権その他の知的財産権の出願、侵害の告発、行使及び防御に関する費用
- ・ 当社の製品候補の販売について薬事承認を取得した場合に必要となる、販売及びマーケティング機能並びに商品化活動の構築に要する費用又はこれらを外部に請負わせるために要する費用

その他の重要な契約債務

下表は、当社の将来的な流動性に影響を与える可能性がある長期的な契約債務の2015年12月31日現在における予想推移をまとめたものです。

契約債務	支払期限までの期間 (単位: 千米ドル)				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年超
オペレーティング・リース	439	259	180	-	-
研究開発役務 (1)	2,351	-	2,351	-	-
合計 (2)	2,790	259	2,531	-	-

(1) 2011年10月、当社は、キッセイ薬品との間で、2.5百万米ドルの払戻不要な前払金を対価として、MN-221に関連した研究開発を実施する契約を締結いたしました。当社は、これらの役務の実施において生じる一切の費用を負担します。上表には今後行わなければならない全ての役務の実施にあたり発生が見込まれる費用が含まれています。

(2) 当社はまた、臨床治験の実施、当社の製品候補の製造、データ収集及び分析、並びに当社の製品開発プログラムに関連するその他業務のため第三者と契約を締結します。これらの契約に基づく当社による支払義務は、当社の製品開発プログラムの進捗に依存するため、当社がこうした契約に基づき負担することになる将来的な費用を現時点で見積ることはできません。

オフバランス取引

2015年12月31日現在、当社は、オフバランス取引を促進する目的で、又はその他契約により狭く限られた目的で設立される、ストラクチャード・ファイナンスに係る変動持分事業体(VIE)や特別目的事業体(SPE)など連結対象外の事業体や金融上のパートナーシップとの関係は一切ありません。また当社は、証券取引所で売買されない取引契約に関わる売買活動も行っておりません。その結果、当社はもしそのような関係があれば生じ得るいかなる資金調達上のリスク、流動性リスク、マーケット・リスク或いは信用リスクにも晒されていません。本報告書における開示事項を除き、当社又は当社の関連当事者との非独立的な関係から便益を得ている個人又は事業体との関係及び取引はありません。

市場リスクについての定量的及び定性的な開示

該当事項はありません。

独立登録会計事務所の報告書

カリフォルニア州ラホヤ
メディシノバ・インク
取締役会及び株主 御中

私どもは、添付のメディシノバ・インクの2015年12月31日現在の連結貸借対照表、並びに2015年12月31日をもって終了した事業年度の連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務書類の作成責任は会社の経営者にあり、私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの連結財務書類に対する監査意見を表明することにある。

私どもは、米国公開企業会計監視委員会基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、上記の財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。監査は、財務書類における金額や開示の基礎となる証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者が採用した会計原則及び経営者が行った重要な見積りの評価も含め、財務書類全体の表示に関する評価を含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもの意見では、上記の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、メディシノバ・インクの2015年12月31日現在の連結財政状態、及び2015年12月31日をもって終了した事業年度の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示している。

私どもは、トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み」(2013年改訂版)に基づき、2015年12月31日現在のメディシノバ・インクの財務報告に係る内部統制について、米国公開企業会計監視委員会基準に準拠して監査を行い、2016年2月25日付報告書で適正意見を表明した。

BDO USA・エルエルピー

カリフォルニア州ラ・ホイヤ
2016年2月25日

独立登録会計事務所の報告書

メディシノバ・インク

取締役会及び株主 御中

私どもは、添付のメディシノバ・インクの2014年12月31日現在の連結貸借対照表、並びに2014年12月31日をもって終了した事業年度の連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務書類の作成責任は会社の経営者にあり、私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの連結財務書類に対する監査意見を表明することにある。

私どもは、米国公開企業会計監視委員会基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、上記の財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。監査は、財務書類における金額や開示の基礎となる証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者が採用した会計原則及び経営者が行った重要な見積りの評価も含め、財務書類全体の表示に関する評価を含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもの意見では、上記の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、メディシノバ・インクの2014年12月31日現在の連結財政状態、及び2014年12月31日をもって終了した事業年度の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

カリフォルニア州サンディエゴ市

2015年3月12日

【連結財務書類】

(1) 連結貸借対照表

	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
	米ドル	米ドル
資産		
流動資産：		
現金及び現金同等物	22,076,749	11,669,435
前払費用及びその他の流動資産	649,457	463,486
流動資産合計	22,726,206	12,132,921
のれん	9,600,240	9,600,241
仕掛研究開発費 (IPR&D)	4,800,000	4,800,000
JV投資	650,470	684,789
有形固定資産 (純額)	20,430	44,844
その他の長期資産	108,977	10,699
資産合計	37,906,323	27,273,494
負債及び株主資本		
流動負債：		
買掛債務	170,786	461,970
未払負債	1,319,720	1,132,024
流動負債合計	1,490,506	1,593,994
長期繰延賃料及びリース負債	12,680	18,748
繰延税金負債	1,956,000	1,956,000
長期繰延収益	1,694,163	1,694,163
負債合計	5,153,349	5,262,905
株主資本：		
優先株式 額面0.01米ドル		
授權株式数		
2015年及び2014年12月31日現在 3,000,000株	2,200	2,200
発行済株式数		
2015年及び2014年12月31日現在 220,000株		
普通株式 額面0.001米ドル		
授權株式数		
2015年及び2014年12月31日現在 100,000,000株	29,957	24,437
発行済株式数		
2015年12月31日現在 29,956,495株		
2014年12月31日現在 24,436,317株		
払込剰余金	352,250,667	332,666,935
その他の包括損失累積額	△102,765	△100,977
累積欠損	△319,427,085	△310,582,006
株主資本合計	32,752,974	22,010,589
負債及び株主資本合計	37,906,323	27,273,494

注記参照

(2) 連結損益及び包括利益計算書

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
売上高	—	—
営業費用：		
研究開発及びパテント費	3,017,169	3,259,694
一般管理費	5,805,217	5,963,317
営業費用合計	8,822,386	9,223,011
営業損失	△8,822,386	△9,223,011
その他の費用	△54,206	△12,518
支払利息	△514	△628
その他の収益	39,386	36,893
税引前当期純損失	△8,837,720	△9,199,264
法人所得税	△7,359	3,972
普通株主に帰属する当期純損失	△8,845,079	△9,195,292
基本及び希薄化後一株当たり純損失	△0.33	△0.38
基本及び希薄化後一株当たり純損失の計算に 使用した株式数	26,578,770株	24,067,781株
普通株主に帰属する当期純損失	△8,845,079	△9,195,292
その他の包括損失（税引後）：		
為替換算調整勘定	△1,788	△20,174
包括損失	△8,846,867	△9,215,466
注記参照		

(3) 連結株主資本等変動計算書

	転換型優先株式		普通株式		払込剰余金 金額 米ドル	その他の包括 損失累計額 金額 米ドル	累積欠損 金額 米ドル	株主資本合計 金額 米ドル
	株式数	金額 米ドル	株式数	金額 米ドル				
2013年12月31日 現在残高	220,000	2,200	22,495,443	22,495	326,868,578	△80,803	△301,386,714	25,425,756
株式に基づく報酬費用	-	-	-	-	1,638,038	-	-	1,638,038
オプション行使による 普通株式発行	-	-	20,000	20	51,330	-	-	51,350
従業員株式購入プランに おける普通株式発行	-	-	33,374	34	60,422	-	-	60,456
ATM新株購入契約における 普通株式発行	-	-	1,785,000	1,785	3,683,770	-	-	3,685,555
ワラント行使	-	-	102,500	103	364,797	-	-	364,900
当期純損失	-	-	-	-	-	-	△9,195,292	△9,195,292
為替換算調整勘定	-	-	-	-	-	△20,174	-	△20,174
2014年12月31日残高	220,000	2,200	24,436,317	24,437	332,666,935	△100,977	△310,582,006	22,010,589
株式に基づく報酬費用	-	-	-	-	2,025,500	-	-	2,025,500
従業員株式購入プランに おける普通株式発行	-	-	35,178	35	89,874	-	-	89,909
ATM新株購入及び販売代理 契約における普通株式発行	-	-	232,800	233	607,295	-	-	607,528
普通株式発行 (発行費用控除後)	-	-	5,000,000	5,000	15,988,683	-	-	15,993,683
ワラント行使	-	-	252,200	252	872,380	-	-	872,632
当期純損失	-	-	-	-	-	-	△8,845,079	△8,845,079
為替換算調整勘定	-	-	-	-	-	△1,788	-	△1,788
2015年12月31日残高	220,000	2,200	29,956,495	29,957	352,250,667	△102,765	△319,427,085	32,752,974

注記参照

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
営業活動：		
当期純損失	△8,845,079	△9,195,292
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整：		
非現金の株式に基づく報酬費用	2,025,500	1,638,038
減価償却費及び償却費	26,704	40,186
その他の包括利益の変動による税効果	—	△9,557
持分法による投資損益	34,319	△3,807
営業資産及び負債の変動：		
前払費用及びその他の資産	△284,538	1,186,352
未収債権(純額)	—	6,008,553
買掛債務、未払法人所得税、未払費用及び繰延賃料	△181,932	551,955
未払給与及び関連費用	72,656	600,101
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,152,370	816,529
投資活動：		
有形固定資産の取得	△2,320	△3,523
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,320	△3,523
財務活動：		
普通株式発行による収入(発行費用控除後)	16,691,120	3,797,361
ワラント行使による収入	872,632	364,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,563,752	4,162,261
現金に係る換算差額	△1,748	△6,325
現金及び現金同等物の増減	10,407,314	4,968,942
現金及び現金同等物の期首残高	11,669,435	6,700,493
現金及び現金同等物の期末残高	22,076,749	11,669,435
キャッシュ・フローに係る補足開示：		
法人所得税支払額	7,443	5,562

注記参照

(5) 連結注記表

1 組織及び重要な会計方針の概要

組織と事業

当社は、2000年9月にデラウェア州に設立され現在は公開企業です。当社の株式は米国及び日本で上場され、ナスダック・グローバル市場及び東京証券取引所のジャスダック市場において売買されています。当社は、米国市場に商業上の重点を置き、医療ニーズが満たされていない重篤な疾病治療を対象とした新規性のある低分子治療法の獲得及び開発に特化したバイオ医薬品会社です。当社は現在、進行型多発性硬化症(MS)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)並びにメタンフェタミン(覚醒剤)、オピオイド(麻薬)及びアルコール依存症といった薬物依存症などの神経系疾患治療を適応とするMN-166(イブジラスト)、並びに非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)や特発性肺線維症(IPF)をはじめとする線維症の治療を適応とするMN-001(タイペルカスト)の開発に注力しています。メディシノバのパイプラインには、この他にも気管支喘息急性発作の治療を適応とするMN-221(ベドラドリン)及び固形癌の治療を適応とするMN-029(デニブリン)が含まれます。

2015年12月31日現在、当社の現金及び現金同等物は22.1百万米ドル、運転資本は21.2百万米ドルでした。

連結の原則

当連結財務書類は、メディシノバ・インク及びその完全所有子会社であるメディシノバ・リミテッド(ヨーロッパ)、メディシノバ製薬株式会社及びアヴィジェンの勘定を含んでおります。連結会社間取引及び子会社投資勘定はすべて、連結に当たり相殺消去されています。メディシノバ・リミテッド(ヨーロッパ)は2006年にイングランドの法律に基づき設立されました。2015年12月31日現在、メディシノバ・リミテッド(ヨーロッパ)に関連する重要な取引はありません。メディシノバ製薬株式会社は2007年に日本で設立されました。2009年12月18日、当社はデラウェア州の会社であるアヴィジェンを買収し、完全子会社化しました。

セグメント情報

当社は医療ニーズが満たされていない重篤な疾病治療を対象とした低分子治療法の獲得及び開発という単一の事業セグメントにより事業を展開しています。

見積りの使用

添付の連結財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(米国会計基準)に準拠して作成されています。米国会計基準に準拠した連結財務書類を作成するために、経営者は、財務諸表作成日現在の資産・負債の計上額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における費用計上額に影響を与える見積り及び仮定を行わなければなりません。実際の結果は、これらの見積りとは異なることもあり得ます。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金並びに取得日後3ヶ月以内に満期日が到来する容易に換金可能なその他の投資で構成されております。2015年12月31日現在の現金同等物は、マネー・マーケット・ファンドです。

集中と信用リスク

当社は資金を複数の金融機関に保有しており、それらの残高は連邦預金保険公社により保護される250,000米ドルを通常は超えています。当社はまたマネー・マーケット・ファンドを複数の金融機関に保有しておりますが、その主な運用先が米国政府証券ではあるものの、それらに対する政府の保護はありません。当社はこれまでそれらの口座でいかなる損失も被ったことはなく、経営者は、そのような現金及び現金同等物に関する重要な信用リスクを当社は負っていないと考えています。

金融商品の公正価値

当社の現金及び現金同等物、買掛債務及び未払負債を含む金融商品は取得原価で計上していますが、これらの金融商品は満期までの期間が短いことから、経営者は、当該取得原価を公正価値に近似する金額であると考えています。

のれん及び買入無形資産

当社はこのれん及びその他の無形資産を取得資産の公正価値により計上しています。取得資産の公正価値を評価するのに際して、取得した有形及び無形資産純額の公正価値に取得対価を配分するにあたっては、広範囲にわたる会計上の見積もりと判断が要求されます。当社は取得した無形資産の価値を見積るにあたってDCF法を使っています。

当社はこのれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、毎年第4四半期中、又は減損の兆候が認められる場合はより高い頻度で、公正価値評価の技法により減損テストを行っています。当社は長期性資産の帳簿価額及び耐用年数を決定するにあたって当初採用した仮定や論拠について、定期的に再評価を行っています。これらの評価に用いられる規準には、当社の事業目的における無形資産の戦略的重要性だけでなく、資産が将来にわたって営業活動による利益とキャッシュ・フローを生み出す継続的な能力についての経営者による見積りが含まれます。もし資産が減損していると認められた場合、当該資産の帳簿価額が公正価値を上回る金額が減損損失として認識されます。

研究開発及びパテント費

研究開発費は発生した期に費用計上しており、主に給料や関連する従業員の人件費、施設費及び減価償却費、研究開発用の部材費、ライセンス費用及び外注業者への業務委託料などが含まれます。2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度における研究開発費の総額は、それぞれ2.7百万米ドル及び2.9百万米ドルでした。

特許の出願及び特許化を目指すための費用は、回収可能性が不確実なため発生時に全額費用計上しています。当社は、パテントの出願に関連する全ての外部費用を研究開発及びパテント費に含めています。2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度におけるパテント関連費用の総額はそれぞれ0.3百万米ドル及び0.4百万米ドルでした。

株式に基づく報酬費用

当社はストック・オプションの公正価値を、付与日現在において、ブラック＝ショールズ・オプション評価モデルを用いて見積っています。当社は、確定すると見込まれる資本性金融商品の公正価値を認識し、株式報酬を得るために必要な勤務期間（通常3年から4年）にわたり定額法により償却しています。但し、当社の株式報酬制度の下では、取締役会が妥当と考える権利確定スケジュールを設定することが可能です。

一株当たり純損失

当社は基本一株当たり純損失を、自己株式を除いた発行済普通株式の期中加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後一株当たり純損失は、自己株式を除いた発行済普通株式及び潜在的に希薄化効果を有する証券（普通株式同等物）の期中加重平均株式数で除して計算しております。自己株式方式により決定される発行済普通株式同等物は、当社におけるストック・オプションの取決め及びワラントに基づき発行される可能性のある株式より構成されます。普通株式同等物は逆希薄化効果により、希薄化後一株当たり純損失の計算から除外されます。

以下の潜在的に希薄化効果を有する証券は、逆希薄化効果があるため、希薄化後一株当たり損失の計算から除外しています。

	12月31日現在 (株)	
	2015年	2014年
転換型優先株式(転換後)	2,200,000	2,200,000
ストック・オプション	4,133,969	3,447,969
ワラント	3,406,367	3,658,567
合計	9,740,336	9,306,536

組替再表示

当事業年度の表示との整合を図るため、連結財務諸表の一部について組替再表示を行っています。

新会計基準の公表

2014年5月、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」)は、現行の収益認識基準を改訂しました。本改訂は、企業は収益の認識を、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように行わなければならないという原則に基づいています。当社は2018年1月1日より本改訂を適用する必要がありますが、2017年1月1日現在、早期適用も認められています。本改訂の適用にあたっては、表示される過去の各報告期間に遡及適用する方法、または本基準を遡及適用することによる累積的影響額を適用開始日に認識する方法のいずれかが選択できます。当社は現在、この基準の適用が当社の連結財務諸表に与える影響について評価中であり、いずれの方法を適用するかについては未定です。

2014年8月に、FASBは、「財務諸表の表示—継続企業」(ASU No. 2014-15)を公表しました。この新たな指針により、経営者には、財務諸表の公表日(又は該当する場合、財務諸表が公表可能となる日)から1年以内に継続企業として存続する企業の能力について重大な疑義をもたらすような状況又は事象が存在するか否かについて、評価することが要求されます。経営者は、この評価を通期及び期中財務報告期間のいずれに対しても行うことが求められると共に、重大な疑義が存在するとの結論に至った場合、又は経営者が策定した計画により継続企業として存続する企業の能力についての重大な疑義が軽減される場合には、一定の開示を行わなければなりません。本基準は、2016年12月16日以降に終了する事業年度より適用されますが、早期適用も認められています。本基準の採用後、当社は上記指針を適用して継続企業の評価を行う予定です。

2 収益認識

収益の計上基準

収益はマイルストーン・ペイメントと研究開発に係る役務によって構成されています。マイルストーン・ペイメントは事前に定められた科学的事象が達成されたときに収益計上されますが、その達成には相応の取り組みが求められるため、契約開始時においてマイルストーンが達成される保証はありません。マイルストーン・ペイメントが第三者による履行を唯一の条件としていることでマイルストーン法による会計処理の要件を満たすことができない場合、当該マイルストーン・ペイメントは、偶発収益として会計処理されます。一方、研究開発に係る役務は、当該役務の提供期間にわたる治験研究費の発生に応じて収益計上されます。その他のすべての収益は、次の4つの要件が全て満たされたときに計上しています。

- (1) 取引の存在を証明する説得力のある証拠が存在すること
- (2) 財貨及び/又はサービスが提供されていること
- (3) 販売価格が確定しているか確定可能であること
- (4) 回収が合理的に保証されていること

ジェンザイム社

2005年12月にアヴィジェン社とジェンザイム社は契約(以下、「ジェンザイム契約」)を締結しました。ジェンザイム契約によって、ジェンザイム社はアヴィジェン社から遺伝子治療の知的財産、開発プログラム及びその他の関連資産を当初12.0百万米ドルで取得すること、さらにアヴィジェン社が開発した技術をジェンザイム社が利用して製品開発に成功した場合、アヴィジェン社は追加でマイルストーン・ペイメント、サブライセンス・フィー及びロイヤリティ収入を得ることが取り決められました。その後2009年12月にアヴィジェン社は当社に買収され、ジェンザイム社との契約による権利義務も承継されました。もしジェンザイム社が、供与された技術による製品の商品化やマーケティングに積極的に取り組まない場合には、ジェンザイム契約の規定に従い、同社に供与された権利の一部が将来当社のもとに戻る可能性があります。

ジェンザイム社に製品開発の責任があり、そして当社は実質的なサービス提供努力を要請することもないため、ジェンザイム契約による開発マイルストーンは、マイルストーン・ペイメントの収益認識に関して基準書が定める実質的なマイルストーン義務の定義を満たしません。一方で、将来において当社が履行すべき義務は存在しないことから、当社はジェンザイム契約における非実質的なマイルストーンが2013年度中に達成されたものと判断し、6.0百万米ドルのライセンス収益と未収債権を計上しました。この未収債権は2014年1月に回収されています。

キッセイ薬品

2011年10月、当社は、2.5百万米ドルの返済不要な手取り金を対価として、キッセイ薬品との間でMN-221に関連して研究開発を実施する契約を締結いたしました。本契約の条項に従い、当社は、これらの治験の実施に関連して生じる一切の費用を負担します。これらの研究開発のうち一部は2013年及び2012年度中に完了しており、残りの部分は2016年度以降に実施及び完了することが予想されます。当社は、本研究開発に係る諸成果物を基準書に従って評価した結果、研究開発役務という一つの成果物が存在するものとして結論付けました。以上の状況を踏まえ、本件の収益計上については、治験の実施に応じて行っています。またキッセイ薬品から受領した一時金から収益計上額を控除した金額は、貸借対照表上で長期繰延収益として計上されており、今後は残りの治験の実施にしたがって収益が計上されていきます。2015年度及び2014年度において、キッセイ薬品との契約に関連する収益は計上されていません。

3 公正価値の測定

公正価値とは、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格、すなわち出口価格を指します。従って公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて決定される市場を基礎とした測定値です。このような仮定を考慮する基礎として、公正価値ヒエラルキーを下記の3つのレベルに分類することにより、公正価値を測定する際に用いるインプットの優先順位づけを行っています。

レベル1: 活発な市場における相場価格のような観察可能なインプット

レベル2: 活発な市場における類似の資産・負債の相場価格、或いは測定日付近では活発でない市場における同一又は類似の資産・負債の相場価格によるインプット

レベル3: 市場データが皆無あるいはほとんどないため観察可能でないインプットであり、報告企業による独自の仮定が要求される。

マネー・マーケット・アカウントを含む現金同等物の2015年12月31日及び2014年12月31日現在の残高21.9百万米ドル及び11.5百万米ドルは公正価値により測定されており、レベル1に分類されます。

4 連結貸借対照表の詳細

有形固定資産

有形固定資産(純額)は以下のもので構成されています。

	12月31日現在	
	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
建物附属設備	14,735	14,787
器具備品	250,286	253,350
ソフトウェア	238,651	238,655
	503,672	506,792
減価償却累計額	△483,242	△461,948
有形固定資産(純額)	20,430	44,844
減価償却費	26,704	40,186

当社は減価償却費の認識にあたり耐用年数3年から5年の定額法を採用しています。

未払負債

未払負債は以下のもので構成されています。

	12月31日現在	
	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
研究開発費	218,096	151,126
専門家報酬	83,914	66,761
未払給与	859,151	786,494
その他	158,559	127,643
	1,319,720	1,132,024

5 関連当事者取引

2011年10月13日に、当社は、2011年10月に2.5百万米ドルの手取金を受領した見返りに、キッセイ薬品との間でMN-221に関連して2つの異なる治験を実施する契約を締結いたしました。当社は、これらの治験の実施に関連して生じる一切の費用を負担します。2015年12月31日現在の貸借対照表には、キッセイ薬品から受領した額から2015年12月31日までの間に収益計上した額を差し引いた金額が繰延収益として計上されており、今後も残りの治験の実施に応じて収益が計上されます。

2013年5月9日に当社は特定の適格投資家と新株購入契約を締結いたしました。これにより当社は当社普通株式1,158,730株を発行するとともに、普通株式869,047株を取得できるワラントを付与することに合意しました(「私募」)。この私募は2013年5月14日が期日でした。この私募による新株の発行先及びワラントの割当先にFountain Erika LLC (Fountain Erika)が含まれますが、これは当時当社の取締役会のメンバーであった泉辰男氏が保有する企業です。このワラントは2013年5月29日に修正されました。Fountain Erikaへの新株発行及びワラントの付与は市場価格にて行われました。

6 契約債務及び偶発債務

リース取引

当社は2017年11月を満期とする当初期間4年9ヶ月のオペレーティング・リース契約により、オフィスをサブリースしています。2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度の支払リース料はそれぞれ240,419米ドル及び231,143米ドルでした。最低リース料総額と支払リース料総額の定額法による認識額との差額は繰延賃料として計上されています。2015年及び2014年12月31日現在の繰延賃料はそれぞれ16,921米ドル及び16,536米ドルでした。

2015年12月31日現在、当社の解約不能な建物及びコピー機のリースに係る2016年度以降の各年度における最低リース料総額は、以下の通り見積られています。

12月31日に終了する事業年度	米ドル
2016年	259,455
2017年	178,574
2018年	1,026
2019年	86
2020年	—
合計	439,141

製造物責任

当社の事業は製品候補による製造物責任のリスクに晒されています。製造物責任に関する個別または一連の請求に対して、成功裡に防御することができない場合、当社は多大な賠償責任を負う一方で、経営者が本来の事業運営に集中できなくなる可能性があります。当社は受諾可能な条件で保険契約を維持できなくなるか、あるいは製造物責任に関する請求に対して保険による補償が十分にできなくなる可能性があります。もし利用可能であったとしても、当該製造物責任保険が潜在的な賠償請求を補償できなければ、当社はそのような賠償請求に対するリスクに対して自家保険せざるを得なくなります。当社は製造物責任に対して合理的に考えて十分な補償が得られる保険に加入しているものと考えています。

ライセンス及び研究開発契約

当社は複数の製薬会社とライセンス導入契約を締結しています。これらの契約条項に従い、当社は特定の特許権を得ている又は特許権出願中の研究開発、ノウハウ及び技術のライセンスを取得しています。これらの契約では当社は通常、契約一時金を支払い、更にマイルストーンを達成した時点で追加の支払いを要求されます。当社はまた将来の販売に対し、販売開始後、特許権の期限満了日又は該当する市場独占権の最終日のいずれか遅い時まで、国ごとに計算したロイヤリティを支払うことが義務付けられております。

これらの契約上の費用は、2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度においてはありませんでした。現在開発中の製品については、製品開発に基づく将来の潜在的なマイルストーン支払額は、2015年12月31日現在において10.0百万米ドルであります。また、その他すべての製品については、開発マイルストーン及び商業化マイルストーンに関する将来の潜在的なマイルストーン支払額は、2015年12月31日現在において合計で50.8百万米ドルになります。なお、いかなるライセンス契約においても、最低ロイヤリティが要求される条項を含むものはありません。かかる支払いは当社の製品開発プログラムの進捗度合に依存するため、これらのマイルストーンの支払いの発生時期を確実に見積ることはできません。

法的手続

当社は随時、通常の事業過程において生じる法的手続や賠償請求の当事者となる可能性があります。当社は、当社の事業、財政状態又は経営成績に、個別または総体として重大な悪影響を与えるものと考え得られる法的手続や賠償請求について、一切関知していません。

7 合併事業

当社は、2011年9月27日を発効日として、浙江医药股份有限公司Zhejiang Medicine Co., Ltd.と北京美福润医药科技有限公司Beijing Medfron Technologies Co., Ltd. (旧Beijing Make-Friend Medicine Technology Co., Ltd.)との間で、合併会社を設立する契約を締結いたしました。本合併契約により合併会社Zhejiang Sunmy Bio-Medical Co., Ltd. (以下「Zhejiang Sunmy」)は中国においてMN-221の開発及び商品化並びに更なる化合物の開発を行うこととなります。当社がMN-211のライセンスをZhejiang Sunmyに供与するためには、サブライセンス契約が必要となりますが、本報告書の作成時現在において、締結には至っておりません。合併契約に基づき、2012年3月に当社はZhejiang Sunmyの持分30%相当の対価として680,000米ドルを支払いました。本合併契約における当社以外の当事者は合わせて、合併会社の持分70%相当の資金を提供しています。2013年12月にZhejiang Sunmyの取締役会は、中華人民共和国政府による承認を条件として、浙江医药股份有限公司が本合併契約から離脱することを認める契約改定につき合意しました。2014年8月、中国政府は、浙江医药股份有限公司の離脱を認める本合併契約の改定を承認しました。2015年12月31日現在、北京美福润医药科技有限公司とメディシノバ社のZhejiang Sunmyに対する持分はそれぞれ50%であり、この2社のいずれからも追加出資は行われていません。また当社は、将来における資金拠出について何らの義務も負っていません。

Zhejiang Sunmyは変動持分事業体の会社ではありますが、当社はその主たる受益者には該当しません。なぜならば、当社はZhejiang Sunmyの取締役会において過半数を占めておらず、同社の行為を指図する又は重要な影響力を及ぼす権限を有していないからです。当社はZhejiang Sunmyが計上する損益を、同社に対する持分割合に応じて当社の連結財務書類に取り込む持分法によって会計処理しています。2015年12月31日現在、当社はZhejiang Sunmyに対する投資及び最大損失リスク額に損益の持分割合相当額を加減した額を、連結貸借対照表の長期資産として計上しています。

8 株式に基づく報酬

株式インセンティブ・プラン

2013年6月に当社は、2013年株式インセンティブ・プラン(以下「2013年プラン」)を設けました。このプランの下では、当社又は子会社のその時点における従業員、役員、非従業員取締役又はコンサルタントである個人に対して、ストック・オプション、株式増価受益権、制限付株式、制限付株式ユニット(RSU)およびその他の報奨を付与することができます。2013年プランは当社の修正後2004年株式インセンティブ・プラン(以下「2004年プラン」)の後継プランです。2013年プランに基づく発行のために当初留保された普通株式は合計で2,500,000株でしたが、これに加えて、随時利用可能となる「返還株式」も留保されました。「返還株式」とは、2004年プランにより付与されたものの行使又は決済前に失効又は契約終了した株式、権利確定に至らなかったため失効した株式、買い戻された株式、さらにはこうした報奨に伴う源泉徴収義務や購入価格義務を履行するために天引処理された株式を指します。当社は、2004年プランの下での新たな報奨の付与は行っていませんが、同プランの下で付与され未だ行使されていないものについては、引き続き同プランで定められた行使条件等が適用されます。2015年12月31日現在、1,673,825個のオプションが、2013年プランに基づく将来の付与のために利用可能な状態にあります。

ストック・オプション

2013年プラン及び2004年プランにより付与されたオプションは、早期に終了しない限り、付与日より10年間有効であり、一般に付与日から3年ないし4年後に権利が確定します。

2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度中に付与されたすべてのオプションの行使価格は、付与日現在の当社の普通株式の市場価格と一致しています。

当社の2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度におけるストック・オプションの増減及び関連情報の要約は以下のとおりです。

	株式数 (株)	加重平均行使価格 (米ドル)
2015年1月1日現在未行使残高	3,447,969	5.00
付与数	689,000	3.14
行使数	—	—
取消数	△3,000	9.27
2015年12月31日現在未行使残高	4,133,969	4.69
2015年12月31日現在行使可能残高	3,252,473	5.10
2015年12月31日現在権利確定及び確定見込数	4,133,969	4.69

	株式数 (株)	加重平均行使価格 (米ドル)
2014年1月1日現在未行使残高	3,217,043	5.06
付与数	300,000	3.90
行使数	△20,000	2.57
取消数	△49,074	3.30
2014年12月31日現在未行使残高	3,447,969	5.00
2014年12月31日現在行使可能残高	3,008,317	5.26

2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度におけるオプション行使による手取金は、それぞれ0米ドル及び51,350米ドルでした。なお、2014年度中に行使されたオプションの本源的価値総額は8,485米ドルでした。また、未行使及び行使可能なオプションの2015年12月31日現在における加重平均契約期間は、それぞれ5.76年及び4.92年でした。

2015年12月31日現在において未行使のオプション及び行使可能なオプションの本源的価値総額は、それぞれ1.9百万米ドル及び1.6百万米ドルでした。

従業員株式購入制度

当社の2007年度従業員株式購入制度(以下「ESPP」)の下で、普通株式300,000株が発行のため当初留保されていました。留保される株式はさらに、「15,000株」、「前会計年度の最終日現在の発行済普通株式数の1%」又は「取締役会により決議されたこれらより少ない金額に相当する株式数」のうち、最も少ない株式数だけ毎年自動的に加算されます。ESPPは、常勤従業員に対し普通株式を「申込期間の開始日における公正市場価格の85%」又は「各6ヶ月の申込期間の終了日における公正市場価格の85%」のいずれか低い方の価格にて、給与天引により購入することを認めています(ただし、各従業員の給与の15%を超えることはできません)。なお、ESPPは報酬制度とみなされますので、当社は報酬費用を計上しています。

2015年12月31日に終了した事業年度中に、ESPPにより35,178株が発行された結果、将来の発行のために利用可能な株式は195,775株となりました。

報酬費用

当社はストック・オプションの見積公正価値を、付与日現在でブラック＝ショールズ・オプション評価モデルにより算定しており、ストック・オプションの付与について以下の加重平均による前提条件を使用しています。

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
ストック・オプション		
無リスク利子率	1.48%	1.19%
普通株式の予想株価変動率	79.28%	76.42%
配当利回り	0.00%	0.00%
オプションの予想期間(年)	5.49	4.35

当社はESPPによる従業員株式購入権の見積公正価値を、付与日現在でブラック＝ショールズ・オプション評価モデルを用いて算定しており、ストック・オプションの付与について以下の加重平均による前提条件を使用しています。

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
従業員株式購入制度		
無リスク利子率	0.10%	0.05%
普通株式の予想株価変動率	76.52%	62.65%
配当利回り	0.00%	0.00%
オプションの予想期間(年)	0.5	0.5

無リスク利子率の仮定値は、当社の従業員ストック・オプションの予想期間に応じた実際の利率に基づいております。予想株価変動率は、当社普通株式の株価の過去の変動率に基づいております。当社は創立以来、普通株式について配当を支払ったことはなく、また予見し得る将来においても、普通株式について配当を支払うことは予定しておりません。従来のストック・オプションの行使状況のデータが予想期間の見積りに関する合理的な基礎を提供しないため、オプションの予想期間は、株式報酬に関する会計基準で定められている簡便法に基づいています。

2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度に付与した各ストック・オプションについて、付与日現在でブラック＝ショールズ・オプション評価モデルを使用して見積った加重平均公正価値はそれぞれ、オプション1個当たり2.08米ドル及び1.58米ドルでした。

ストック・オプション及びESPPに関連する株式に基づく報酬費用は各事業年度の営業費用合計に含まれています。2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度においては、ストック・オプションとESPPに関連する株式報酬費用はそれぞれ2.0百万米ドル及び1.6百万米ドルであり、このうちそれぞれ1.5百万米ドル及び1.2百万米ドルが一般管理費として、並びにそれぞれ0.5百万米ドル及び0.4百万米ドルが研究開発費として計上されています。

2015年12月31日現在、権利未確定のストック・オプション報奨に関連する未償却の報酬費用が0.6百万米ドルあり、これは加重平均の残存権利確定期間である0.5年にわたって定額法にて認識される予定です。

9 株主資本

公募増資

当社は、2015年8月24日付けで、買取引受方式により、一株当たり3.50米ドルで当社普通株式5,000,000株の公募増資を完了し、これにより総額で17.5百万米ドル、純額で約16.0百万米ドルの手取金を受領しています。手取金の純額は、手取金の総額から引受ディスカウント・手数料及び公募費用を控除した額です。

ATM新株販売代理契約

当社は、2015年5月22日付けで、MLV & Co. LLC(MLV)との間でATM新株販売代理契約を締結しました。同契約により、当社はMLVを通じ、当社普通株式を発行価格総額30.0百万米ドルを上限として随時売却することができます。MLVを通じて普通株式を売却する場合には、1933年証券取引法(その後の改正を含む)に基づき公布されたRule 415における定義上で「市場を通じた」株式発行と見なされるあらゆる方法にて売却が実施されます。これらの方法には、NASDAQその他の既設の普通株式の売買市場で直接売却する方法、並びに、マーケットメーカーへの売却及びマーケットメーカーを通じた売却方法が含まれます。また、当社の事前承認を前提に、MLVは普通株式を相対取引で売却することもできます。当社は、MLVに対する手数料として、同契約に基づき売却された普通株式による手取金総額の4.0%を上限として支払うことに合意しました。当社の手取金は、MLVに売却される当社普通株式の数及び各取引における1株当たりの購入価格に左右されます。当社は、同契約上、株式を売却するいかなる義務も負わず、また、いつでも書面通知により同契約を解約できます。2015年12月31日に終了した事業年度において、当社は同契約に基づき、1株当たり4.16米ドルから4.23米ドルで当社普通株式7,800株を売却し、総額で32,700米ドルの手取金を受領する一方、121,500米ドルの発行費用を計上いたしました。

当社は、2013年10月16日付けで、マッコリー・キャピタル(USA)インク(MCUSA)との間でATM新株購入契約を締結しました。同契約は、当社がMCUSAを通じ、当社普通株式を発行価格総額10.0百万米ドルを上限として随時売却することができるという内容のものでした。同契約は2015年5月22日に解除されていますが、解除日現在までに、当社は、1株当たり2.01米ドルから4.45米ドルで当社普通株式2,127,500株のMCUSAへの売却を完了し、総額で5.3百万米ドル、純額で4.5百万米ドルの手取金を受領しています。なお、2015年12月31日に終了した事業年度においては、普通株式225,000株を売却し、総額で0.9百万米ドル、純額で0.7百万米ドルの手取金を受領し、2014年12月31日に終了した事業年度においては、普通株式1,785,000株を売却し、総額で4.1百万米ドル、純額で3.7百万米ドルの手取金を受領しています。手取金の純額は手取金の総額から手数料やその他株式発行費用を控除した額です。

キッセイ薬品による株式引受

2011年10月、当社とキッセイ薬品との間の新株引受契約に基づき、キッセイ薬品は、(i) 1株当たり額面価格0.001米ドルの当社普通株式800,000株を1株当たり2.50米ドルで、また(ii) 1株当たり額面価格0.01米ドルの当社シリーズB転換優先株式220,000株を1株当たり25.00米ドルで引き受けました。2011年10月、当社は、この新株引受契約に関連し、総額で7.5百万米ドルの手取金を受領しました。本契約には、キッセイ薬品からのスタンドスティル契約が含まれていますが、キッセイ薬品が実質的に所有する発行済議決権付株式の持株割合が3%未満の場合には、このスタンドスティル契約は解除されます。シリーズB優先株式1株は普通株式10株に転換可能です。シリーズB優先株式の清算時における分配権及び配当請求権については、(普通株式に転換されたものとみなしたうえで)普通株式と同等の扱いを受けます。シリーズB優先株式には議決権がありませんが、会社の一定の行為については、発行済シリーズB優先株式の過半数の同意が必要になります。

ワラント

2015年12月31日現在、当社が保有している未行使のワラントは、以下の通りです。

- ・ 行使価格3.56米ドルで2016年3月29日に失効する普通株式のワラント：2,339,300個
- ・ 行使価格3.15米ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント：750,000個

- ・ 行使価格6.06米ドルで2017年5月10日に失効する普通株式のワラント：198,020個
- ・ 行使価格3.38米ドルで2018年5月9日に失効する普通株式のワラント：119,047個

将来発行される可能性のある潜在的普通株式

以下の表は、2015年12月31日現在の、将来発行される可能性のある潜在的普通株式を要約したものです。

	株式数
シリーズB転換優先株式が転換された時に発行される普通株式	2,200,000
従業員株式購入制度(ESPP)に基づく普通株式	195,775
未行使のワラントが行使された時に発行される普通株式	3,406,367
未行使のオプションが行使された時に発行される普通株式 (2004年プラン及び2013年プラン)	4,133,969
将来の株式報酬のために留保された普通株式(2013年プラン)	1,673,825
	11,609,936

10 法人所得税

2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度の国内及び外国における税引前当期損失は以下のとおりです。

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
米国	△8,866,201	△9,227,509
米国以外	28,481	28,245
税引前当期損失	△8,837,720	△9,199,264

2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度の法人所得税等の内訳は以下のとおりです。

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
当期税金費用		
連邦	—	△7,517
州	—	△2,082
米国以外	7,359	5,627
当期税金費用(収益)－小計	7,359	△3,972
繰延税金費用		
連邦	—	—
州	—	—
米国以外	—	—
繰延税金費用－小計	—	—
法人所得税－合計	7,359	△3,972

当社の2015年及び2014年12月31日現在における繰延税金資産・負債の重要な構成項目については、以下のとおりです。

	12月31日現在	
	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
繰延税金資産		
繰越欠損金	88,900,000	87,370,000
資産計上されているライセンス	1,084,000	1,330,000
研究開発費税額控除	7,677,000	7,557,000
ストック・オプション	2,624,000	2,145,000
その他(純額)	763,000	1,448,000
繰延税金資産合計	101,048,000	99,850,000
繰延税金負債		
仕掛研究開発費(IPR&D)	△1,956,000	△1,956,000
繰延税金負債合計	△1,956,000	△1,956,000
繰延税金資産(純額)	99,092,000	97,894,000
評価性引当金	△101,048,000	△99,850,000
繰延税金負債(純額)	△1,956,000	△1,956,000

当社は、繰延税金資産(純額)について、その実現可能性が不確実であることから評価性引当金を計上しています。当社は定期的に繰延税金資産の回収可能性を検討しており、当該繰延税金資産が50%超の確率で実現可能であると判断した場合には、評価性引当金が取崩されます。

当社は2015年12月31日現在、連邦税及びカリフォルニア州税上の繰越欠損金を、それぞれ約223.1百万米ドル及び約188.1百万米ドル有しております。連邦税上の繰越欠損金は2020年より失効が開始します。カリフォルニア州税上の繰越欠損金は2016年も失効が続きます。当社は、カリフォルニア州税上の繰越欠損金のうち74.3百万米ドルが2017年までに失効し、残りの113.8百万米ドルについても2028年より失効が開始するものと予想しています。また当社は、2015年12月31日現在、連邦税及びカリフォルニア州税上の研究開発費に係る税額控除繰越額を、それぞれ約6.6百万米ドル及び約1.6百万米ドル有しております。連邦税上の研究開発費に係る税額控除繰越額は2024年より失効が開始しますが、カリフォルニア州税上では失効することなく、使用されるまで無期限で繰越可能です。2015年12月31日現在、当社の連邦税及びカリフォルニア州税上のキャピタル・ロス繰越額は失効しております。

なお、1986年内国歳入法382条(以下「382条」)及び同383条(以下「383条」)並びに同様の州税法の規定により、「株主持分の変更」が発生した場合、将来の課税所得及び税金と相殺するために単年度においてそれぞれ使用できる繰越欠損金及び税額控除繰越額に制限が設けられる可能性があります。382条及び383条が規定するところによれば、一般に、ある特定の株主又は一般株主の株主持分が3年間で50%超増加した場合に、「株主持分の変更」とみなされます。当社は2011年以来、繰越欠損金及び試験研究費に係る税額控除繰越額の使用額制限に関する382条及び383条の分析作業を完了しておりません。したがって、当該分析を行った2011年12月以降、新たな「株主持分の変更」が発生しているリスクがあります。仮に「株主持分の変更」が発生しているとした場合、繰越欠損金及び税額控除繰越額がさらに消滅又は制限される可能性があります。仮に消滅していた場合には、関連する繰延税金資産及び評価性引当金の金額が減額されることとなります。ただし、評価性引当は既に計上済みであるため、今後米国における当社の事業に関連して、「株主持分の変更」による制限が発生しても、当社の実効税率に対する影響はありません。

法定連邦税率から当社の実効税率への調整は以下のとおりです。

	12月31日に終了した事業年度	
	2015年	2014年
	%	%
法定連邦税率	35.0	35.0
州税(連邦税上の税効果控除後)	5.2	5.3
税額控除	1.4	1.2
評価性引当金の増減	△13.5	△33.4
永久差異	△0.1	△0.1
税務上の属性の失効	△24.6	△5.4
株式報酬	△3.4	△2.6
その他	△0.1	—
法人所得税の負担率	△0.1	0.0

当社は連邦、カリフォルニア州、及び米国外の税務管轄区域において税務申告を行っています。当社は税務上の損失を計上していることから、設立当初から現在に至るまで、基本的に税務当局による税務調査の対象となります。当社の方針として、税務上発生する利息及び課徴金は税金費用として認識します。2015年12月31日現在において、当社には未認識税務ベネフィットはなく、未認識税務ベネフィットに係る重要な未払利息又は税務上の課徴金はありません。

11 従業員貯蓄制度

当社はほぼ全員の従業員が利用できる従業員貯蓄制度を採用しております。当該制度において、従業員は給与天引により当該制度に拠出することを選択できます。当該制度では当社からも任意に拠出が行われており、2015年及び2014年12月31日に終了した事業年度の総額は、それぞれ64,749米ドル及び63,935米ドルでした。

12 四半期財務情報(未監査)

以下の表は2015年12月31日までの連続8四半期分の四半期財務情報です。未監査の四半期財務情報は、監査済連結財務諸表と同様の基準で作成されており、経営者の意見において、適正な表示に必要なすべての修正を反映しております(単位：千米ドル。ただし、一株当たりの数値を除く)。

	2015年12月31日に終了した事業年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
主要な四半期財務情報：				
営業収益	—	—	—	—
営業費用合計	2,215	2,277	1,594	2,736
純損失	△2,215	△2,287	△1,608	△2,735
普通株主に帰属する純損失	△2,215	△2,287	△1,608	△2,735
基本及び希薄化後一株当たり純損失(1)	△0.09	△0.09	△0.06	△0.09

	2014年12月31日に終了した事業年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
主要な四半期財務情報：				
営業収益	—	—	—	—
営業費用合計	2,364	2,131	2,345	2,383
純損失	△2,352	△2,122	△2,340	△2,381
普通株主に帰属する純損失	△2,352	△2,122	△2,340	△2,381
基本及び希薄化後一株当たり純損失(1)	△0.10	△0.09	△0.10	△0.10

(1) 一株当たり純利益及び純損失は、開示されている四半期毎に個別に計算されています。各四半期の一株当たり純利益及び純損失の総和が、1年間の合計と同額になるとは限りません。

13 後発事象

2015年12月31日から様式10-Kの提出日までの期間において、当社は、総数125,300株の普通株式を購入するワラントの行使により、総額で0.4百万米ドルの資金を調達しました。また、16,715株の普通株式購入オプションの行使により、総額で40,000米ドルの資金を調達しました。

メディシノバ・インク

92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275
2016年6月9日付け年次株主総会における議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

【本書類の概要】

本書類は、デラウェア州の会社であるメディシノバ・インクの、2016年6月9日（木曜日）午後3時30分（太平洋夏時間）に開催予定の年次株主総会における議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類（以下「参考書類」といいます。）です。本書類には、委任状用紙が同封されております。本書類及び委任状用紙は、2016年5月13日頃に株主の皆様へ郵送されております。

本書類において当社を指す場合には、「当社」又は「メディシノバ」といいます。

【本書類を受領する方】

本書類を受領するのは、当社の年次株主総会の基準日（以下「基準日」といいます。）である2016年4月15日の営業終了時に名義登録されている株主の皆様に限られます。当社は、年次株主総会において、一定の事項について議決権を行使する委任状の提出を勧誘するために、本書類及び委任状用紙をお送りしております。

【年次株主総会の日付及び場所並びに出席することができる方】

年次株主総会は、2016年6月9日（木曜日）午後3時30分（太平洋夏時間）、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 495、エグゼクティブ・スクエア 4225 において開催される予定であり、当該年次株主総会の延会も同所で開催されます。株主の皆様、その委任状の保有者及び当社の招待客のみが年次株主総会に出席することができます。株式の名義が、ブローカー、銀行その他の名義人の仲介人名義である場合には、当社が、年次株主総会の登録受付にて株主の皆様の株主としての地位を確認し入場を許可することができるよう、2016年4月15日現在の保有を示す取引明細書の写しをご持参ください。また、安全上の理由から、入場の際に写真付の身分証明書の提示を求める場合があります。当該年次株主総会にご提案のある場合は、その旨を92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インク「Investors Relations」宛てにてご連絡ください。

【議決権の代理行使の概要並びに本書類の作成及び委任状提出の勧誘費用の負担】

議決権の代理行使とは、1株当たりの額面金額0.001米ドルの当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）の持分について投票する際に法的に代理人を指名することです。また、株主の皆様の代理人を指名する文書は委任状と呼ばれます。

本参考書類及び委任状の作成及び郵送を含む、勧誘に関する一切の費用は当社が負担いたします。

【委任状の勧誘を行う者及び委任状勧誘の報酬】

皆様は委任状は、取締役会により、またその代理人により、勧誘が行われます。委任状を郵送する方法に加えて、当社の役員、取締役及び従業員並びにアドバンテージ・プロキシーが直接面会する、又は個人面接、電話、Eメール、ファクシミリ送信若しくはその他の通信手段により、委任状の勧誘を行うことがあります。当社の役員、取締役及び従業員が追加の報酬を受領することはありませんが、勧誘に関して個人が負担した経費の払戻を受ける場合があります。アドバンテージ・プロキシーは、3,500米ドルの手数料及び最大で900米ドルの勧誘のための経費の払戻を受領します。当社はまた、カスタディアン、名義人及び受託者に対して、実質株主に議決権の代理行使の勧誘のための書類を送付する際に要した費用を支払う場合があります。

【年次株主総会において議決権を行使することができる方】

本年次株主総会において議決権を行使できるのは、基準日現在に当社の普通株式を保有する株主の皆様に限られます。基準日の営業終了時現在、当社普通株式の発行済株式数は32,247,195株でした。

【議決権の数及び累積投票の可否】

株主の皆様は、基準日現在保有する当社普通株式の株式1株につき1議決権を行使することができます。累積投票を行うことはできません。

【定足数要件】

有効な年次株主総会を開催するためには、株主の定足数が必要となります。年次株主総会において決議がなされるためには、定足数が満たされなければなりません。議決権を有する発行済株式の少なくとも過半数を保有する株主が自ら出席するか又は委任状により代理される場合、定足数が満たされることとなります。基準日現在、議決権を有する発行済当社普通株式の株式数は32,247,195株でした。従って、定足数を満たすためには、議決権付株式16,123,599株の保有者が年次株主総会に自ら出席する

か又は委任状により代理されなければなりません。

株主の皆様は、株主の皆様が有効な委任状を提出する（又はブローカー、銀行若しくはその他名義人が皆様の代理として提出する）又は年次株主総会に自ら出席する場合にのみ、定足数に数えられます。棄権及びブローカー未行使議決権は定足数要件に数えられます。定足数が満たされなかった場合、年次株主総会に自ら出席するか又は委任状により代理される議決権付株式の過半数の保有者は、年次株主総会を別の日に延期することができます。

【議決権行使の方法】

株主の皆様は、年次株主総会に自ら又は委任状により出席し、当社普通株式にかかる議決権を行使することができます。委任状により議決権を行使する場合には、同封の委任状の該当部分に印をつけ、日付を書き込み、ご返送ください。かかる委任状の提出は、株主の皆様が年次株主総会に出席し、自ら議決権を行使する旨希望された場合に、当該議決権を行使する権限に影響を与えるものではありません。この勧誘に応じて提出され、適式に撤回されていない委任状により代理される株式については、かかる委任状に指図されるとおりに、年次株主総会において議決権が行使されます。

【投票の議案】

株主の皆様は、以下の議案について議決権を行使することとなります。

- ・指名・企業統治委員会により指名の提言を受け、それが取締役会により承認された、クラスⅢの取締役2名の選任
- ・監査委員会が、BDO USA・エルエルピーを、2016年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所を選任することの承認
- ・勧告的決議として、本招集通知に記載される当社の特定執行役の報酬の承認
- ・年次株主総会に適式に提案されたその他の事項

【年次株主総会におけるその他の事項；年次株主総会の議事進行】

現在のところ、上述の議案以外に年次株主総会において決議される議案はございません。デラウェア州法及び当社の準拠書類に基づき、株主が当社に適式に通知を行った場合を除いて、手続的な事項以外のいかなる事項も年次株主総会において提起することはできません。その他の事項が適式に提起された場合、株主の皆様は、その最善であるとの判断に従って投票することができます。その他の事項としては、年次株主総会の延会も含まれます。

当社は、年次株主総会の決議が規律正しく適時に行われるように、年次株主総会の実施について広範囲の権限を有しております。当社は、年次株主総会における討論、コメント及び質疑について合理的な規則を制定する広範囲の裁量を有しております。当社はまた、年次株主総会が確実に全出席者に対して公正な方法で進行されるように、混乱又は無秩序な行為に関して適用法に依拠することができます。

【株式の名義がブローカーの仲介人名義である際の議決権の行使】

株主の皆様が、名義がブローカーの「仲介人名義」である株式の実質株主である場合、ブローカーが登録株主となります。しかしながら、ブローカーは、株主の皆様が指図に従い当該株式についての議決権を行使しなければなりません。株主の皆様がブローカーに指図を行わなかった場合、ブローカーは、通常事項について任意に議決権を行使することができますが、「非通常」事項について任意に議決権を行使することはできません。非通常事項については、ブローカーが議決権を行使することのできない株式はブローカー未行使議決権としてみなされます。本年次株主総会においては、BDO USA・エルエルピーの選任の承認のみが通常事項であり、ブローカーが任意に議決権を行使することができます。

【議決権の代理行使の方法】

委任状にその氏名が記載されている者が、委任状に明記される方法に従い議決権の代理行使を行います。株式の名義が仲介人名義でない場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、議決権行使の指図を行わなかった場合には、代理人として指名されている者が、当該議決権につき、(i) 指名・企業統治委員会により指名の提言を受けて取締役会により承認された、2019年年度年次株主総会が開催され、かつ後任者が適式に選任され資格を有するまで（又は、それ以前に、当該取締役が死亡し、辞任し又は解任されるまで）を任期とするクラスⅢの取締役候補者2名の選任に賛成を投じ、(ii) 監査委員会が、2016年12月31日に終了する事業年度につき、BDO USA・エルエルピーを当社の独立登録会計事務所任命することの承認について賛成を投じ、(iii) 勧告的決議としての、当社の特定執行役の報酬の承認に賛成を投じることとします。

株式の名義が仲介人名義である場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、「第1号議案：クラスⅢの取締役の選任」又は「第3号議案：当社の特定執行役の報酬に関する勧告的決議」について議決権行使の指図を行わなかった場合には、皆様の株式について議決権は行使されず、同株式は、該当する議案について「ブローカー未行使議決権」となります。

株式の名義が仲介人名義である場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、「第2号議案：独立登録会計事務所を選任の承認」について議決権行使の指図を行わなかった場合には、銀行、ブローカーその他の名義人が、株主の皆様は議決権を

行使する権限を有します。この議案について、銀行、ブローカーその他の名義人が議決権を行使しない場合、同株式は、該当する議案について「ブローカー未行使議決権」となります。

当社といたしましては、議決権行使の指図を行うよう株主の皆様にお勧めしております。これにより、株主の皆様の議決権は、年次株主総会において確実に皆様の望まれる方法により行使されます。

【各議案の承認に必要な投票数】

取締役は、当社普通株式を保有し、かつ年次株主総会において当該議案について議決権を行使することのできる株主の投票の相対多数により選任されます。相対多数とは、必ずしも過半数ではない最も多くの票を獲得した取締役が選任されることを意味します。「賛成」又は「保留」票のみが結果に影響を及ぼすことになります。

BDO USA・エルエルピーを当社の独立登録会計事務所に選任することの承認が決定されるには、年次株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することのできる株式の過半数の保有者による「賛成」票が必要となります。株主の皆様が投票を「棄権」した場合には、「反対」票と同様の効果を有します。ブローカー未行使議決権はいかなる影響も及ぼしません。

当社の特定執行役の報酬の承認に関する議案は、拘束力のない勧告的な決議を求めるものであることから、承認とするために「必要な投票数」は存在しません。当社は、この勧告的決議において当社株主が表明した意見を尊重し、当社の執行役の報酬制度の監督及び運営について責任を負う報酬委員会は、特定執行役に関して報酬制度を設計し、今後の報酬を決定する上で、決議の結果を考慮します。棄権票及びブローカー未行使議決権は、この勧告的決議の結果に影響を及ぼしません。

【委任状の撤回】

株主の皆様は、株主総会で最終的な議決権の行使がなされるまでは、随時委任状を撤回することができます。皆様が保有株式の登録株主である場合、以下のいずれかの行為により委任状を撤回することができます。

- ・年次株主総会に自ら出席し議決権を行使すること。
- ・年次株主総会以前に又は年次株主総会において、書面による委任状の撤回通知を当社に提出すること。
- ・年次株主総会以前に又は年次株主総会において、先の委任状の日付より後の日付の適式に作成された別の委任状を提出すること。

皆様の最新の委任状が、有効な委任状となります。

皆様の株式が名義人又は代理人としてのブローカー又は銀行によって保有されている場合は、かかるブローカー又は銀行の指示に従ってください。

【投票の機密性】

株主の皆様による投票は極秘に扱われます。当社は引き続き、すべての株主による投票の機密性を保持してまいります。株主による投票は、以下の場合を除いて、当社の取締役、役員、従業員又は代理人に開示されることはありません。

- ・該当する法的要件を満たすために必要な場合。
- ・委任状及び投票の正当性に関する紛争が生じた場合。
- ・委任状の勧誘について異議が唱えられていて、委任状の勧誘を行う他方当事者が機密投票の方針に従うことに同意しない場合。
- ・株主が、委任状においてコメントした場合、又は経営陣に投票を伝達した場合。

【年次株主総会における投票結果】

仮の投票結果は、株主総会にて発表されます。さらに最終的な投票結果は、当社が、米国法に基づき年次株主総会后4営業日以内に提出する予定である様式8-Kの最終報告において公表されます。年次株主総会后4営業日以内における様式8-Kの提出に間に合うように当社が最終的な投票結果を利用することができない場合、当社は様式8-Kにおいて仮の結果を公表する意図を有し、当社が最終的な結果を知ってから4営業日以内に、最終的な結果を公表するために追加で様式8-Kを提出します。また、日本においては、プレスリリースで決議事項を報告し、さらに金融商品取引法に基づき、株主総会における決議後、株主総会における議決権行使結果に関する臨時報告書を提出する予定です。

【インターネット上で閲覧可能な参考書類】

参考書類及び様式10-Kによる年次報告書が<https://materials.proxyvote.com/58468P>にて閲覧可能です。

【当社普通株式の取引場所】

当社の普通株式は、ナスダック・グローバル市場（以下「ナスダック」といいます。）において「MNOV」として、東京証券取引所 JASDAQ 市場においてコード「4875」として、売買されています。

重要

皆様の年次株主総会への出席、欠席の意思を問わず、皆様の議決権が行使されるために、同封の委任状に印を付け、日付を書き込み、2016年6月6日（月曜日）までにできるだけ早くご返送くださいますようお願いいたします。これは、皆様の年次株主総会に直接出席する権利又は議決権を行使する権利を制限するものではありません。

年次株主総会における検討事項
第1号議案
クラスⅢの取締役の選任

【概要】

現在当社の取締役会は、3つのクラスに分割される4名の取締役ににより構成されており、各クラスの取締役は、3年間を任期として、それぞれ異なる期間、その職務を果たします。

- ・ クラスⅠの任期は、2017年開催予定の株主総会にて満了し、
- ・ クラスⅡの任期は、2018年開催予定の株主総会にて満了し、
- ・ クラスⅢの任期は、本株主総会にて満了します。

クラスⅢの取締役は本年次株主総会において選任される予定です。指名・企業統治委員会は、現職の取締役である小林温氏及び石坂芳男氏を、本年次株主総会においてクラスⅢの取締役に選任することを提言し、取締役会は両氏を指名しました。本年次株主総会において選任された場合、クラスⅢの取締役の任期は、当該取締役が辞任し又は解任されない限り、2019年の年次株主総会が行われ、かつその後任者が適式に選任され資格を与えられるまでの期間となります。クラスⅢの取締役候補者のいずれかが年次株主総会の開催時点において取締役の任務を務めることができない場合又はこれを辞退した場合には、委任状に基づく票は、かかる欠員を補充するために指名・企業統治委員会の提言（もしあれば）を考慮に入れた上で取締役会が指名する候補者の選任につき、賛成に投じられます。

取締役は、本年次株主総会に直接又は代理人を通じて出席し、かつ取締役の選任について議決権を有する株式の保有者による相対多数の賛成票によって選任されます。クラスⅢの各取締役候補者は、選任された場合には職務を果たすことに合意しています。当社の経営陣は、各候補者がその職務を果たすことができると考えております。

【経歴】

2017年の年次株主総会まで任期を有するクラスⅠの取締役の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
ジェフ・ヒマワン Ph. D.	51	2006年1月より取締役及び2007年3月より取締役会会長。2001年エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・エルピー入社、同社マネージング・ディレクター。エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ及びその関連会社は当社の発行済普通株式の約3.7%を保有。エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ入社前は、シード・ワン・ベンチャーズ・エルエルシーのマネージング・ディレクター及び共同創業者。シード・ワン・ベンチャーズ・エルエルシー以前は、学術及び産業分野において科学者として活動。2007年から、ナスダックの上場企業であるホライズン・ファーマ・インクの取締役。2002年から2007年までアイオマイ・コーポレーション（現インターセル・ユーエスエー・インク）の取締役。マサチューセッツ工科大学においてB.S.（生物学）、ハーバード大学においてPh. D.（生物化学及び分子薬理学）を取得。ヒマワン氏の企業金融及び資金調達分野での経験、並びにバイオテクノロジー産業における幅広い経験に基づき、取締役会は、ヒマワン氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

2018年の年次株主総会まで任期を有するクラスⅡの取締役の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
岩城裕一 M. D.、Ph. D.	66	2000年9月当社を共同設立、設立当初より2007年3月まで取締役会会長。2005年7月にエグゼクティブ・チェアマン、2005年9月にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）代行、2006年3月に社長兼CEOにそれぞれ就任。2001年9月から2007年1月にかけて、資金調達取引及び事業開発活動に関する当社の相談役。1994年から2008年までアヴィジェン・インク（以下「アヴィジェン」という。）の取締役。南カリフォルニア大学医学部泌尿器科学、外科学及び病理学の3分野の教授を務め、1992年以来、同大学移植免疫及び免疫遺伝学研究室ディレクター。東邦大学医学部客員教授。南カリフォルニア大学医学部教員として勤務する以前の1989年から1991年にかけて、ピッツバーグ大学医学部教授（外科学及び病理学）。札幌医科大学においてM. D.及びPh. D.を取得。査読論文200本超及び書籍40章超を執筆。過去30年にわたり、製薬会社及びベンチャー・キャピタル・ファンドに対し、研究及び投資戦略についての助言を行い、バイオテクノロジー企業数社の取締役。岩城氏の医療分野での経験、日本の主要なバイオテクノロジー企業との関わり、並びに教授及び製薬会社の顧問としての幅広い経験に基づき、取締役会は、岩城氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

本年次株主総会において選任されるクラスⅢの取締役候補者の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
小林温	52	2013年10月より取締役。20年以上のビジネス経験を有する。様々な企業のコンサルタント又は特別顧問を歴任。さらに、2001年に日本の参議院議員に選出され、2007年に再選。2005年には、日本の経済産業大臣政務官。早稲田大学を卒業。ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係論大学院特別研究員。日本の議会におけるリーダーシップ経験及び幅広いビジネス経験に基づき、取締役会は、小林氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。
石坂芳男	76	2014年4月より取締役。トヨタ自動車株式会社のマーケティング及び製品開発において50年の経験を有する。海外経験には、日本、ヨーロッパ及び米国における任務が含まれる。一橋大学法学部を卒業後、トヨタ自動車株式会社に入社。1986年から1990年まで、米国トヨタ自動車販売の上席副社長及びCCOを務め、レクサス部門の開発に尽力。1990年に、トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部門のジェネラルマネージャーに就任し、ヨーロッパにおいて統合的かつ地域に密着した組織の構築に貢献。1992年に、トヨタ自動車株式会社の取締役に就任。1996年から1999年まで、米国トヨタ自動車販売の社長。1999年に日本に戻り、海外担当専務取締役に就任。2001年に、トヨタ自動車株式会社（海外部門統括担当）副社長に就任。2005年に、トヨタ自動車株式会社取締役会の相談役に就任。国際的な大企業でのマーケティング及び製品開発における幅広い経験に基づき、取締役会は、石坂氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

取締役会は、小林氏及び石坂氏をクラスⅢの取締役として選任することに「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

【取締役の独立性】

ナスダック上場基準において要求されているとおり、上場会社の取締役会のメンバーの過半数は「独立」していると取締役会により判断されなければなりません。取締役会は、当社の外部顧問と協議し、取締役会の判断が「独立」の定義に関する関連の証券その他の関連法令（ナスダック上場基準に規定されるものを含みます。）と一致するよう努めています。

このような判断と一致して、各取締役又はその家族と当社、当社の上級経営陣及び当社の独立登録会計事務所との間のあらゆる取引又は関係について再検討を行った結果、取締役会は、ヒマワン氏、石坂氏及び小林氏が適用されるナスダック上場基準の意味における独立取締役であると判断しました。このような判断を行うにあたり、取締役会は、上記取締役のいずれも当社との間で重大な又はその他の不適切な関係を有していないと判断しました。当社の社長兼 CEO である岩城氏は、当社との現在の雇用関係によりナスダック規則における独立取締役には該当しません。

【取締役の指名】

取締役会は、その構成員が多様な経験、視野及び技能を有する経験豊富かつ仕事熱心な個人から成ることを目標としています。指名・企業統治委員会は、適格候補者の指名又は選任のために、取締役会に対して当該適格候補者の選定、評価、募集、及び推薦を行う責任を負います。指名・企業統治委員会は、個人の性格、判断力、経験の多様性、事業に対する洞察力、及び株主全員のために行動する能力に基づいて取締役選任の候補者を選定します。これらの基準の充足度は、指名・企業統治委員会及び取締役会による取締役及び候補者の継続的な検討を通じて実施・評価されます。これらの活動、並びに取締役会及び取締役候補者の現在の構成の検討に基づき、指名・企業統治委員会及び取締役会は、これらの基準が充足されていると考えています。

指名・企業統治委員会は、取締役候補者が、経営又は会計・財務の経験等の関連した経験、会社にとっても取締役会にとっても有用である産業・科学技術等の知識、人的にもプロフェッショナルとしても高い倫理、取締役としての業務を効果的に実行するために十分な時間をささげるだけの意欲と能力を持つべきであると考えています。取締役会のメンバーが異なる視野及び背景を示すことができるような、取締役会の多様性に貢献する専門的経験、技能並びにその他個人の資質及び特性の多様性は、候補者の選定にあたり指名・企業統治委員会が一般的に考慮し、かつ重要視する要素の一つです。指名・企業統治委員会は、取締役会の過半数の委員がナスダック市場規則の「独立取締役」の定義を満たすことが適切であり、さらに、当社社長及びチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）が取締役会の構成員として任務を遂行することが有益であると考えています。

各年次株主総会開催に先立ち、指名・企業統治委員会は、まず、当該年次株主総会において任期が終了する現職の取締役で、継続して任務を遂行する意思のある取締役を評価することによって、取締役の候補者を決定します。かかる候補者は、上述の基準と併せて、かかる候補者の取締役としての従前の業務並びに取締役会が要求する取締役としての能力及び経験により評価されます。取締役がその任務の継続を希望せず、指名・企業統治委員会が、取締役を再指名しないことを決定した場合、又は取締役の退任、取締役の増員、若しくはその他の事由により取締役会に欠員が生じた場合には、指名・企業統治委員会は、指名・企業統治委員会の構成員、その他取締役会構成員、経営陣構成員、指名・企業統治委員会が依頼した管理職専門の人材斡旋会社、株主等が指名する候補者を含む様々な候補者を検討します。指名・企業統治委員会が候補者を選任した場合、当該候補者を取締役会全体に推薦し、取締役会は年次株主総会で選任される当該候補者として指名するか否か決定します。

指名・企業統治委員会は、取締役、経営陣その他の者が指名する候補者を評価するのと同じように、株主が推薦する候補者を評価します。取締役会の候補者を指名することを希望する株主は、指名・企業統治委員会の構成員に対し、適切と考える資料を添えて書面によりご通知ください。当該書面は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 に所在するメディシノバ・インク本社にご送付ください。

さらに、当社の修正及び改訂後付属定款（以下「付属定款」といいます。）には、株主が、年次株主総会において、ある個人を取締役選挙の候補に指名することができる手続を規定した条項が定められています。株主による候補者の推薦にあたっては、当該株主は当社に対し書面により適時にご送付いただく必要がありますが、その他、付属定款の規定に基づいてご指名ください。推薦書には、以下の情報を必ず記載してください。候補者及び指名を行う株主の、氏名、連絡先、及び株式保有情報、候補者の市民権に関する情報、並びに証券取引所法第 14 項及び同条項において定められる関連規定に基づき委任状の勧誘において開示されることが要求されている候補者に関するその他の情報です。さらに、指名・企業統治委員会は、かかる候補者に対し、かかる候補者が取締役として務める適格性を有することを判断するために合理的な範囲でその他の情報の提供を要求する場合があります。推薦状は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インク 指名・企業統治委員会宛てにご送付ください。付属定款の写しをご覧になりたい場合には、上記の当社の住所宛てに書面にてご請求ください。

【取締役会のリーダーシップ構造及び取締役会のリスク監視機能】

取締役会は、経営陣を独立して監視すべく、最適なリーダーシップ構造を評価・決定することが、自身の主要な責任の一つであると認識しています。取締役会は、取締役会がリーダーシップを発揮するための一般に妥当する唯一のアプローチというもの存在しないこと、及び状況に応じて取締役会のリーダーシップ構造が変化することを理解しています。当社取締役会のリーダーシップ構造は現在、取締役会を監視し取締役会関連事項につきチーフ・エグゼクティブ・オフィサーと密接に仕事をする独立した取締役会会長から成っています。取締役会の独立性を高めるため、当社取締役会会長であるヒマワシ氏は、当社のチーフ・エグゼクティブ・オフィサーを兼ねておりません。取締役会の各委員会は、異なる取締役が委員長を務めており、委員会による活動及び決定について取締役会に報告を行います。当社は、会長とチーフ・エグゼクティブ・オフィサーとが役割を分担し、また様々な取締役が委員会の委員長を務めるというこのリーダーシップ構造が、当社取締役会での効率的な意思決定及び意思伝達の促進に役立つと考えています。

取締役会による積極的な監視を前提として、当社の経営陣は主に、当社が通常の事業運営過程で直面するリスクの管理に対する責任を負います。当社取締役会は、経営陣から執行及び戦略的な提案（当社事業に対する主要なリスクについての検討結果を含みます。）を受けます。さらに取締役会は、その各委員会に一定のリスク監視機能を委託しています。監査委員会は、資金管理、株主資本管理及び契約方針等、特定の領域に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。監査委員会はまた、開示に関する統制及び手続の体制（system of disclosure controls and procedures）並びに財務報告に関する当社の内部統制体制についてレビューし、経営陣と討議します。報酬委員会は、当社の報酬方針及び制度、並びに従業員確保の問題に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。指名・企業統治委員会は、適用される証券関連法令及び証券取引所規則を確実に遵守するため、倫理規約及び事業活動規約の定期的な検討を含む重要な法令遵守事項に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。当社は、このようなリーダーシップ構造が、当社事業について当社の監視機能を果たす際の効率を高め、取締役会、各委員会及び当社経営陣間におけるリスク管理監視責任の分離を促進すると考えています。

【株主の皆様との連絡手段】

株主の皆様が取締役会と連絡をお取りになりたい場合には、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート650、エグゼクティブ・スクエア4275 メディシノバ・インク 取締役会会長宛てに書面にてご連絡ください。取締役会会長は、受領したすべてのご連絡を、その内容に基づき、適切な取締役又は取締役会内の委員会に回送します。かかる書面通知によるご連絡には、貴殿のお名前及びご住所並びに当社の株主であるか否かを記載してください。

【倫理規約及び事業活動規約】

当社は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、チーフ・フィナンシャル・オフィサー（CFO）及び取締役会に指定された主要管理職従業員に適用される、「シニア・オフィサーに対する倫理規約」を採用しております。当社は、また、従業員、コンサルタント、代理人、役員、取締役に適用される「事業活動規約」も定めております。「シニア・オフィサーに対する倫理規約」及び「事業活動規約」はいずれも当社のウェブサイト www.medicinova.jp の「株主・投資家情報」ページの「コーポレート・ガバナンス」に掲載されております。(i) 「シニア・オフィサーに対する倫理規約」若しくは「事業活動規約」のいずれかの規定が（執行役又は取締役に對して）放棄された場合、又は(ii) 「シニア・オフィサーに対する倫理規約」若しくは「事業活動規約」のいずれかの規定が変更された場合には、当社のウェブサイトに掲載いたします。

取締役会及び委員会

【取締役会及び委員会】

取締役会は、2015年12月31日に終了した年度において8回の会議を開催しました。各取締役は、昨事業年度のうち当該取締役が取締役又は委員会の委員を務めた期間において、取締役会及び各自が所属する委員会の全会議の75%以上に出席しました。当社は、取締役に対し、年次株主総会への出席を推奨していますが、これを義務付けてはいません。1名の取締役が2015年の年次株主総会に出席しました。

【独立取締役及び監査委員会】

監査委員会の構成員は、米国の証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）及びナスダックによって定められた監査委員会に関する独立基準を満たしています。監査委員会の各構成員は、経営実績、当社の財務状態及び営業成績の開示、財務報告に関する当社の内部統制及び当社の独立登録会計事務所の監督並びに当社の財務書類の分析、評価を行う資格を十分に有しているという判断のもとで取締役会により選任されています。取締役会は、当社監査委員会の委員長である石坂氏が、少なくとも監査委員会の構成員のうち一人は過去に財務又は会計分野での業務経験を有し、その経験から財務知識を有する人物でなければならない、というナスダック市場規則 5605(c)(2)の要件を満たすものと考えています。取締役会はまた、石坂氏が、豊富な財務及び業務経験により、適用あるSEC規則に定義される「監査委員会財務専門委員」の資格を有しており、また、ナスダック上場基準において要求される財務の洗練性及び必要な経験を有しているものと判断しています。

【取締役会の委員会及び委員会規則】

取締役会には、監査委員会、報酬委員会及び指名・企業統治委員会の3常任委員会があります。指名委員会は、これらの委員会の構成を決定します。当社の委員会のすべての構成員は、適用されるSECの規則及びナスダック上場基準で定められた独立取締役であります。すべての委員会は、取締役会により承認された書面による委員会規則によって統治されています。各委員会規則は、当社ホームページ (<http://www.medicinova.jp>) の「株主・投資家情報」ページの「コーポレート・ガバナンス」でご覧いただけます。各委員会の構成員数、現構成員の氏名、直近の事業年度における開催会議数、及び機能は、以下のとおりです。

監査委員会

構成員数	3名
構成員	石坂氏（委員長） ヒマワシ氏 小林氏
開催した 会議数	7
機能	監査委員会は、当社の独立登録会計事務所が提供した業務を承認し、当社の連結財務書類及び財務報告に対する内部会計統制体制に関する当該会計事務所の報告書を精査することにより、取締役会が当社の会計、監査、財務報告、内部統制及び法令遵守機能に関連する事項についての法律上の義務及び信託義務（fiduciary obligations）を果たすことを支援します。監査委員会は、当社の独立登録会計事務所の任命、報酬、雇用、監督及び当該会計事務所の経営陣からの独立の確保につき責任を負います。

報酬委員会

構成員数	3名
構成員	ヒマワシ氏（委員長） 石坂氏 小林氏
開催した 会議数	2
機能	報酬委員会は、当社の総合的な報酬に関する方針及び取扱いを定めます。報酬委員会はまた、当社の執行役に支払われる報酬パッケージを審査・承認し、かかる審査に基づき、総合的な執行役の報酬パッケージを取締役に提言します。さらに、報酬委員会は、当社の取締役、執行役、従業員及びコンサルタントに対する株式ベースでの報酬を審査・決定し、当社のストック・インセンティブ・プラン及び従業員株式購入プランを管理します。

報酬委員
会のプロ
セス及び
手続き

一般的に、報酬委員会は年に数回会議を開催します。各会議の議題は、通常、報酬委員会の委員長がCEOと協議してこれを策定します。報酬委員会は、非公開で定期的に会議を開催します。しかしながら、経営陣の複数のメンバー及びその他の従業員並びに外部の顧問又はコンサルタントが報酬委員会により招聘され、プレゼンテーションを行い、財務その他の背景情報若しくは助言を提供し、又は報酬委員会の会議に参加することがあります。CEOは、自らの報酬に関する報酬委員会の審議若しくは決定に参加し、又は同席することはできません。報酬委員会は、報酬委員会規則により、当社の一切の帳簿、記録、施設及び従業員に対するすべてのアクセスを与えられ、また、法律、会計その他に関する内部及び外部の顧問及びコンサルタントからの助言及び支援並びに報酬委員会がその職務の履行において必要であるか又は適切であると判断するその他の外部資源を当社の費用負担で入手する権限を付与されています。特に、報酬委員会は、執行役及び取締役の報酬の査定の際に支援を提供する報酬コンサルタントを任用する権限（コンサルタントの合理的な報酬及びその他の任用条件を承認する権限を含みます。）を単独で有しています。

前事業年度において、報酬委員会は、報酬コンサルタントとして外部コンサルタントを雇用しませんでした。

報酬委員会は、開催される1回又は複数の会議において、年次報酬について重要な調整を行い、賞与及び株式報酬を決定し、さらに新たな業績目標を設定しています。しかしながら、報酬委員会は、1年を通じて様々な会議において、新たに雇用された執行役の報酬等の個人の報酬に関する事項、並びに当社の報酬戦略の有効性、当該戦略について生じうる修正及び報酬に関する傾向、計画又は手法等の高度な戦略事項の検討も行っています。一般的に、報酬委員会のプロセスは、当年度についての報酬水準の決定及び業績目標の設定という2つの関連した要素で構成されています。報酬委員会は、CEO以外の執行役について、CEOから査定及び提言を求め、その検討を行っています。CEOについては、CEOの業績の査定は報酬委員会により行われ、報酬委員会が当該報酬の調整及び付与される報酬を決定します。報酬委員会は、すべての執行役及び取締役について、審議の一環として、財務報告書及び見積もり、運営データ、財務・会計情報、様々な仮定上のシナリオにおいて執行役に支払われる報酬総額を規定した集計用紙、執行役及び取締役の株式保有情報、会社の株式業績データ、過去の執行役の報酬水準及び現在の当社全体の報酬水準の分析、並びに他社における執行役及び取締役の報酬の分析等の資料の精査及び検討を適宜行うことができます。

指名・企業統治委員会

構成員数	3名
構成員	小林氏（委員長） ヒマワシ氏 石坂氏
開催した 会議数	1
機能	指名・企業統治委員会は、取締役の候補者並びに取締役会の規模及び構成に関し、取締役会に提案する責任を有しています。指名・企業統治委員会はまた、当社の企業統治ガイドライン及び企業統治に関する報告を監督し、企業統治に関する事項について取締役会に提案します。

【特定の関係及び関連当事者間取引】

当社の監査委員会は、利益相反の可能性を伴う問題を検討し、すべての関連当事者間取引（適用される連邦証券法に基づき「関連当事者」間取引として開示が義務付けられる取引を含みます。）を検討し承認する責任を負っています。当社の監査委員会は、かかる検討を行うための具体的な手続を採用しておらず、提示される具体的な事実及び状況を考慮して各取引を検討しています。

当社は、各々の執行役及び取締役との間で補償契約を結んでいます。また、当社の執行役及び取締役は、デラウェア州会社法（Delaware General Corporation Law）及び付属定款に基づきデラウェア州法の許容する最大限の範囲で補償されます。当社はさらに、特定の状況において弁護、和解又は判決の支払に関する費用について当社の取締役及び役員に補償を行う、取締役及び役員の損害賠償保険制度を有しています。

2014年4月8日付けのエスター・ヴァン・デン・ブーム氏のチーフ・フィナンシャル・オフィサー就任に関連して、当社は会計サービス企業であるヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーとの間で業務委託契約を締結しました。ヴァン・デン・ブーム氏は、ヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーの所有者です。同契約は、2015年4月3日に更新され、2016年3月31日に1年の契約期間が満了しました。2015年12月31日に終了した事業年度中、当社はヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーに対し、総額272,968米ドルを支払い、これには報酬概要一覧表に反映された、ヴァン・デン・ブーム氏の当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしての役務、並びに経理担当管理者及び／又はその他の職員レベルの経理担当者の役務に関する支払が含まれております。ヴァン・デン・ブーム氏は、2016年3月31日付で当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを退任しました。

第2号議案
独立登録会計事務所の選任の承認

【アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの解任】

2015年6月30日、取締役会は、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー（以下「EY」といいます。）を当社の独立登録会計事務所から解任することを承認しました。

2014年12月31日及び2013年12月31日に終了した各事業年度の当社の連結財務書類に関するEYの報告書には、否定的意見や意見不表明は含まれず、また不確定要素、監査範囲又は会計原則に関する限定や修正もありませんでした。2014年12月31日及び2013年12月31日に終了した各事業年度並びにその後EYが解任された2015年6月30日までの中間期間において、(1)会計原則若しくは会計慣行、財務書類の開示、又は監査範囲若しくは監査手続のいずれかの事項に関する当社とEYとの間における見解の相違であって、仮にEYの満足のいくように解決できなかった場合にはEYがその意見に関連して内容に言及することとなるようなものは生じず、また(2)いかなる要報告事項（規則S-K第304条(a)(1)(v)に定義されます。）も生じませんでした。当社はEYに対し、EYの解任を開示する当社の様式8-Kによる最終報告書の写しを送付し、EYは当社に対し、上記の記載事項に同意した旨の、SEC宛での2015年7月2日付けの書簡を提出しました。

【BDO USA・エルエルピーとの契約】

2015年6月30日、取締役会は、2015年12月31日に終了する事業年度に関してBDO USA・エルエルピー（以下「BDO」といいます。）を当社の独立登録会計事務所として契約することを承認しました。監査委員会は、2016年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所として、BDOを選定しました。BDOの代表者は、本年度株主総会に出席し、その代表者が希望する場合には意見表明を行い、また適切な質疑に応じることが予定されています。付属定款又はその他の規則は、独立登録会計事務所に関して株主の承認を得ることを義務付けておりませんが、株主の皆様はこの重要な企業決定に参加していただけるよう、当社はBDOの選定を上程いたします。

2014年12月31日及び2013年12月31日に終了する各事業年度、並びに2015年6月30日までにおいて、当社も当社のいかなる代理人も、(1)特定の取引（完了しているか予定されているかを問いません。）に対する会計原則の適用、又は当社の財務書類に対して付与される監査意見の種類についてBDOに相談を行っておらず、また、(2)会計原則若しくは会計慣行、財務書類の開示、又は監査範囲若しくは監査手続に関する当社とEYの間における見解の相違であって、仮にEYの満足のいくように解決できなかった場合にはEYがその報告において言及することとなるようなもの、或いは「要報告事項」（SECの規則の、規則S-K第304条(a)(1)(v)に定義されます。）の対象となるいかなる事項についてもBDOに相談を行っておりません。

【主な会計費用及び業務】

以下は、当社が、2015年12月31日及び2014年12月31日に終了した各事業年度に、BDO及びEYにより提供された専門的業務に対して支払った費用を示したものです。

	12月31日に終了した事業年度（単位：米ドル）		
	BDO	EY	
	2015年度	2015年度	2014年度
監査費用 (1)	215,762	202,658	518,382
税務費用 (2)	—	—	—
その他の費用 (3)	—	—	—
合計	215,762	202,658	518,382

- (1) 「監査費用」は、当社の財務書類の監査についての専門的業務並びに法令及び規則に基づく届出又は契約に関連して独立登録会計事務所が通常提供する業務に対して支払われた費用から成り、これには内部統制に関する報告が含まれる。
- (2) BDO及びEYはいずれも、連邦税法、州税法、及び国際税法の遵守のための専門的業務は提供していない。
- (3) BDO及びEYはいずれも、非監査関連の専門的業務を一切提供していない。

【事前承認の方針及び手続】

当社は、当社の独立登録会計事務所により提供されるすべての監査業務及び非監査業務は、監査委員会による事前の承認を得る必要があるという方針を採っております。監査委員会は、SECの規則及びナスダック市場規則により当社の独立登録会計事務所が提供することが禁止されている業務について、当該独立登録会計事務所がかかる業務を行うことを承認しません。監査委員会は、非監査業務に、当社の独立登録会計事務所を利用することを承認するか否かを評価するにあたり、かかる会計事務所の客観性を損なう外観を有する関係が最小限となるよう努力します。監査委員会は、当社の独立登録会計事務所から提供される非監査業務が効果的又は経済的である場合及び業務の性質によりかかる会計事務所の独立性が損なわれることがない場合のみ、かかる会計事務所から当該業務の提供を受けることを承認します。2015年12月31日及び2014年12月31日に終了した事業年度において、当社の独立登録会計事務所が行ったすべての監査業務は、監査委員会又は取締役会による事前の承認を得ており、非監査業務は一切行われませんでした。

【必要な投票数】

議案の承認には、自ら又は委任状により年次株主総会に出席して議決権を行使した株式数の、過半数の賛成票が必要です。承認が得られない場合、監査委員会は、将来における当社の独立登録会計事務所の選定を再検討しますが、当社の独立登録会計事務所を別に選定することは義務付けられていません。選定が承認された場合にも、取締役会は、独立会計事務所の変更が当社及び株主の皆様の最善の利益となると判断したときは、翌年中いつでも、自らの裁量により別の独立会計事務所の指名を指示することができます。

取締役会は、当社の独立登録会計事務所に BDO USA・エルエルピーを選任することに「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

第3号議案 執行役の報酬に関する勧告的決議

2010年ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）に定められるとおり、当社の株主は、当社の特定執行役（以下「NEO」といいます。）の報酬に関して勧告的な議決権行使を行うことができ（「Say on Pay」）、これについては本参考書類の「執行役の報酬」の項（「報酬の審議と分析」及び関連する表や説明を含みます。）に詳細が記載されます。

当社の執行役の報酬制度は、長期的な株主価値を築くことへの当社のコミットメントを果たすことができる有能な執行役陣を惹きつけ、確保するべく設計されています。報酬委員会は、当社の制度は市場における競争力を有していると考えており、当社のNEOに対し、短期的・長期的な財務及び戦略上の目標の達成に対する報酬を与えることで報酬と業績とを関連づけており、かつ、業績連動型のストック・オプション報酬を与えることで、当社のNEOの利益と、当社株主の長期的な利益とを適合させています。

報酬委員会は、当社執行役の報酬制度を綿密に検討した上で策定し、当社のNEOに支払う報酬を、報酬と業績とを関連づけ、かつ、長期的な株主価値に適合する短期的・長期的なインセンティブのバランスを適切に保つように設定しました。

「Say on Pay」の決議は勧告的なものであるため、当社に対して拘束力を有しません。しかしながら、報酬委員会は、当社株主の意見を尊重し、将来執行役の報酬に関する決定を検討する際にかかる決議の結果を考慮します。よって、取締役会は、株主の皆様に対し、以下の決議案に拘束力のない勧告的な「賛成」票を投じ、本参考書類に記載される当社のNEOの報酬への支持を示していただきますようお願いいたします。

「決議：メディシノバ・インクの株主は、勧告的決議として、2016年年次株主総会の参考書類に含まれる当社の報酬の審議と分析並びに表及びその他説明による開示内容に記載される、当社のNEOの報酬を承認する。」

「Say on Pay」の決議は勧告的なものであるため、当社、報酬委員会及び取締役会に対して拘束力を有しません。取締役会及び報酬委員会は、当社株主の意見を尊重します。本招集通知に記載されるNEOの報酬に関して相当数の反対票が投じられた場合、当社は株主の懸念を考慮し、報酬委員会はかかる懸念に対処するために何らかの措置が必要であるかを検討します。

取締役会は、本参考書類に記載される当社のNEOの報酬を承認することに「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

執行役

以下は、本参考書類の日付現在における当社の執行役に関する経歴の概要です。

氏名	役職	年齢	主な職歴
岩城裕一 M. D.、Ph. D.	社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	66	当社の設立者であり、2000年9月の設立時より2007年3月まで取締役会会長。2005年7月にエグゼクティブ・チェアマン、2005年9月にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）代行、2006年3月に社長兼CEOにそれぞれ就任。2013年11月から2014年4月8日にかけて、チーフ・フィナンシャル・オフィサー代行。2001年9月から2007年1月にかけて、資金調達取引及び事業開発活動に関する当社の相談役。1994年から2008年までアヴィジェン・インク（以下「アヴィジェン」という。）の取締役。南カリフォルニア大学医学部泌尿器科学、外科学及び病理学の3分野の教授を務め、1992年以来、同大学移植免疫及び免疫遺伝学研究室ディレクター。東邦大学医学部客員教授。南カリフォルニア大学医学部教員として勤務する以前の1989年から1991年にかけて、ピッツバーグ大学医学部教授（外科学及び病理学）。札幌医科大学においてM. D. 及びPh. D. を取得。査読論文200本超及び書籍40章超を執筆。過去30年にわたり、製薬会社及びベンチャー・キャピタル・ファンドに対し、研究及び投資戦略についての助言を行い、バイオテクノロジー企業数社の取締役。
岡島正恒	ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	48	2006年9月よりヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表。当社に入社する前は、2002年より大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）で次長。1999年から2002年まで、大和証券エスビーキャピタル・マーケット株式会社で課長代理。1996年から1999年まで、住友キャピタル証券株式会社で部長代理。1991年から1996年まで、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）において様々な職務にあたる。東京理科大学理工学部においてB. S. を取得。
松田和子 M. D.、Ph. D.、MPH	チーフ・メディカル・オフィサー	50	2011年9月1日にチーフ・メディカル・オフィサーに就任。2010年4月から2011年9月まで、当社の臨床開発部門ヴァイス・プレジデント。当社の臨床開発すべてについて責任を負う。2008年8月から2009年11月まで、南カリフォルニア大学のカーク医科大学にて助教授。2005年8月から2008年7月まで、ロサンジェルスの小児病院の臨床研究員。ミシガン州立大学にて内科及び小児科の研修期間を開始し、ロマ・リンダ大学にて小児科の研修期間を完了。日米両国の小児科医師免許を有する。札幌医科大学においてM. D. 及びPh. D. を取得し、ハーバード大学公衆衛生学部においてMPHを取得。
ジェフリー・オブラ イアン J. D.、M. B. A.	ヴァイス・プレジデント	47	2009年から事業開発担当ディレクター、2012年から事業開発及び戦略計画担当上級ディレクターを務めた後、2013年10月にヴァイス・プレジデントに昇進。当社に入社以前は、2004年から2008年にかけてヴァイス・プレジデントとして、UBS証券、野村証券及びバンク・ズィーガルを含む複数のインベストメント・バンクにおいて製薬企業及びバイオテクノロジー企業を対象とする株式リサーチ・アナリストを務めた。ドナルドソン・ラフキン・ジャンレット／クレディ・スイス・ファースト・ボストンでは、医療分野専門のインベストメント・バンカーを務めた。大学院入学前に、ザ・リボソーム・カンパニーにおいてバイオテクノロジー商品の開発に成功。デラウェア大学において優秀な成績で化学専攻の理学士を取得。バンダービルト大学ロースクールで法学士を、さらにバンダービルト大学オーウェン経営学大学院においてMBAを同時に取得。

ライアン・セルホーン CPA	チーフ・フィナンシャル・オフィサー	34	2016年3月31日付けでチーフ・フィナンシャル・オフィサーに就任。グラントソントン・エルエルピーに10年間勤め、最終的に監査実務及び国内合併・買収グループのシニアマネージャーを務めた後、2013年7月に会計サービス企業であるシグニチャー・アナリティクス・サンディエゴ・エルエルシーにオペレーション担当ヴァイス・プレジデントとして入社。ライフサイエンス、バイオテクノロジー及び医療機器を含む多くの業界の公開・非公開企業を担当した経験を有する。公認会計士の資格を有し、ジョージタウン大学で会計・金融の学士号を取得した。
-------------------	-------------------	----	--

報酬委員会の報告書*

報酬委員会は、本招集通知の以下に含まれる報酬の審議と分析について検討し、経営陣と協議しました。かかる検討及び当社経営陣との協議に基づき、報酬委員会は、報酬の審議と分析を本招集通知に含めるよう取締役会に提言しました。

ジェフ・ヒマワン Ph. D. (委員長)
石坂芳男
小林温

* 本報告書の内容は、「勧誘のための資料」ではなく、米国証券委員会に「提出」したものとみなされず、また、本書の日付の前後を問わず、かつ提出書類に含まれる全般的な引用文言にかかわらず、1933年連邦証券法（その後の改正を含みます。）又は証券取引所法に基づく当社の提出書類に、参照することにより組み込まれるものではありません。

執行役の報酬

2015年12月31日に終了した事業年度における、当社の筆頭執行役員、筆頭財務役員及びその他最も高額な報酬を受領した執行役上位3名（Named Executive Officers）（以下「NEO」といいます。）は、以下のとおりです。

- ・ 岩城裕一（M. D.、Ph. D.、社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー）
- ・ 松田和子（M. D.、Ph. D.、チーフ・メディカル・オフィサー）
- ・ 岡島正恒（ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表）
- ・ ジェフリー・オブライアン（J. D. /M. B. A.、ヴァイス・プレジデント）
- ・ エスター・ヴァン・デン・ブーム（CPA、チーフ・フィナンシャル・オフィサー） ヴァン・デン・ブーム氏は、2016年3月31日付けで当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを退任した。

報酬の審議と分析

本報酬の審議と分析（以下「CDA」といいます。）は、2015年12月31日に終了した事業年度及び現事業年度における、当社のNEOの報酬に関する考え方、方針及び慣行について記載したものです。本CDAには、当社の報酬に関する総合的な目標、及び当社が提供する報酬の各要素に関する情報が含まれます。

当社の執行役報酬制度の主な要素は、基本給、潜在的な現金賞与及び株式報酬です。また、執行役は、雇用者分担金を伴う401(k)制度及び通常当社の全従業員に提供される健康制度への加入等、一定の手当及びその他の給付を受けます。当社は、NEO及びその他の従業員に支払われる報酬総額が、これらの者による役務の価値及び当社の成功への貢献を公正に反映したものとすることを目標としています。当社の執行役の報酬に関する慣行は、経営陣の能力、経験のレベル及び実績を評価するものであり、当社の財務目標及び経営目標を最大化するための有意なインセンティブを含みます。

報酬委員会（以下「本委員会」といいます。）は、ナスダック規則に従って、取締役が判断するところによる独立取締役のみで構成されています。本委員会は、当社の執行役報酬の方針及び慣行の策定及び実施、並びにそれらの遵守の監視について責任を負います。本委員会は、NEOの基本給及び賞与、並びに非従業員取締役の報酬を検討及び承認するとともに、当社が全従業員に提供する様々な包括的給付制度を監督します。本委員会は、定期的に、内部及び第三者の情報源から得た比較のための報酬データを検討しますが、2015年度及び2016年度の執行役報酬の設定においては、当社の報酬の水準を特定の会社のそれと比較することはしていません。当社は、2017年度の報酬の設定に関する審議において本委員会が利用するベンチマークデータの提供を受けるために独立報酬コンサルタントと再度契約する予定です。CEOは、すべての執行役の報酬の水準に関する提言を、本委員会の検討及び承認を受けるために本委員会に提出します。本委員会は、CEOが提言した報酬を修正する裁量を有します。本委員会の任務については、本委員会の委員会規則にさらに詳しく定義されています。当社株主は、直近では2013年にNEOの報酬を承認し、本委員会は、かかる承認により、当社の執行役に関する報酬制度及び報酬慣行が、当社のような規模及び発展段階にある会社にとって適切であることが示されたと考えています。SECの規則により、当社は2016年の年次株主総会において、前事業年度中にNEOに支払われた報酬について再度株主の承認を求めます。

報酬プロセスにおける執行役の役割

報酬プロセスについては、本委員会が管理及び運営し、決定を下していますが、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーによる提言は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー自身を含む全執行役の報酬の設定に関連して考慮に入れられています。他のいずれのNEOも、NEOの報酬に関する提言は行いません。

報酬に関する考え方及び方針

本委員会は、NEO に対してその役務の価値及び当社の成功への貢献に応じた報酬を支払い、かつ当社の経営目標及び財務目標の達成のためのインセンティブを与えるよう、当社の報酬制度を公正に設計しました。当社の報酬制度は、比較的シンプルであり、基本給、当社及び／又は個人の目標の達成に基づく潜在的な年間現金賞与、並びに株式報酬の3つの要素のみから成ります。本委員会が付与した株式報酬の一部は業績連動型であり、本委員会の裁量において、予め設定された目標が所定の期間内に達成された場合に限り権利確定し、一方で、他の株式報酬は、勤続を条件として経時的に権利確定します。すべての株式報酬は、付与日現在の公正価格により付与され、執行役がそれらの利益を実現するには株価の上昇が要件となります。

NEO の基本給、潜在的な現金賞与及び株式報酬には、各 NEO によって異なる責任の度合いが反映されています。本委員会は、当社の報酬制度の3つの要素が、様々な報酬目標に適していると認識しています。本委員会は、(i)主に現地市場の同等の企業の慣行を基準としている基本給が、執行役を惹きつけ、確保するように設計されており、(ii)賞与及び株式報酬が、執行役に対し、本委員会が定めた特定の成績を達成するとともに自己の利益と他の株主の利益とを一致させるためのインセンティブを与えるように設計されており、かつ(iii)報酬のその他の要素（標準的な従業員給付及び手当等）が主に市場慣行に基づいていると考えます。

当社は、2013年エクイティ・インセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）を設けており、本制度の下で従業員、取締役及び1名の非従業員役員にストック・オプションを付与してきました。当社が付与したストック・オプションには、時間の経過のみによって権利確定するものと、対象期間の開始時に設定した特定の目標が達成された場合にのみ権利確定するものがあります。付与されたストック・オプションはすべて、付与日現在のナスダック株式市場の終値と同一の価格を行使価格として付与されます。当社は、ストック・オプションを付与することで、当該ストック・オプションの保有者の利益が株主の利益と直接的に合致し、また業績に連動して権利確定するストック・オプションを付与することで、当該ストック・オプションの保有者の目的と当社に関して定められた目標が一致すると考えます。その他の給付（通常の退職関連給付及び健康関連給付等）に関しては、これらを全従業員に対して非差別的に提供するというのが当社の考え方です。

NEO の報酬

本セクションは、NEO に適用される当社の報酬制度の各種要素について、本委員会による CEO 及びその他 NEO の報酬水準の設定の根拠に関する説明とともに記載したものです。

基本給 本委員会は、基本給が、有能な経営陣を惹きつけ、確保するために競争力のある範囲で維持されなければならないと考えます。本委員会は、この報酬の水準を毎年、各 NEO に関して、役職、個人の責任の度合い及び実績、当社における在職期間、並びに当社の成功における独自の価値及びこれまでの貢献に基づいて個別に見直します。本委員会は、年次実績評価プロセスの一部として毎年行うほか、昇進又はその他任務の変更があった際にも給与を見直します。通常、基本給の水準は、昇進及び／又は任務の変更を除いては、生活費の上昇があった場合にのみ調整されています。本委員会は、全 NEO の基本給に関して CEO からの提言を検討します。基本給の水準に関する CEO 及び本委員会の理念は、それらの集積的な知見に基づいており、正式な報酬調査を検討することによって定期的に情報提供されています。

かかる検討プロセス及び CEO からの提言に基づき、本委員会は、チーフ・メディカル・オフィサーである松田和子氏の基本給を、2015年1月1日付けで293,600米ドルから344,700米ドルに引き上げました。この変更は、当社が実施している複数の臨床試験プログラムに関して同氏の責任が増加したことに伴うものです。本委員会は、松田氏を除く NEO 及びその他の従業員の基本給については、2015年度における2.8%の生活費の上昇の影響を受けたものの、従前の水準を維持しました。本委員会は、2016年1月1日付けで、全 NEO 及びその他の従業員の基本給の水準を0.8%引き上げました。この調整により、2016年度の NEO の基本給は、岩城氏が523,042米ドル、松田氏が347,458米ドル、岡島氏が304,184米ドル、オブライアン氏が259,056米ドルとなりました。ヴァン・デン・ブーム氏には、当社は同氏とのコンサルティング契約に基づく報酬を支払いました。本委員会は、NEO の基本給が、当社と同様の事業を営むか又は当社と同一の地域に存在し、かつ同等の規模を有する企業において同等の能力を有する執行役員に支払われる金額と同等の水準に基づいていると考えています。

現金賞与報酬 当社は従来、NEO に対し、現金賞与の形でインセンティブ現金報酬を稼得する機会を提供してきました。かかる現金賞与の機会により、2015年、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサーの岩城氏は基本給の50%を上限とする現金賞与を、また松田氏、岡島氏及びオブライアン氏は基本給の35%を上限とする現金賞与を稼得することが可能でした。各執行役の目標インセンティブ報酬額は、各執行役が当社の経営成績及び財務成績に与える影響、並びに市場の報酬慣行を考慮に入れて決定されたものです。ヴァン・デン・ブーム氏は、同氏のコンサルティング契約により、現金賞与報酬を受け取る資格を有しませんでした。現金賞与を受ける権利は、各期首に定められた当社の業績目標（経営目標及び財務目標の両方）の達成の度合いに基づいています。報酬はかかる予め定められた目標を参照して決定されますが、執行役に最終的に与えられる報酬額は、保証されおらず、本委員会が年間の業績を検討した上で単独の裁量によりこれを調整することが可能でした。2014年12月、本委員会は、2015年度の目標として、以下の加重目標を設定しました。

2015 年度目標：

プロジェクト目標 (75%)

- MN-166 (45%)
 - (i) MS 治験の患者登録を完了 (Q2) (20%)
 - (ii) ALS 治験の患者登録を完了 (Q2) (15%)
 - (iii) メタンフェタミン治験の患者登録を 50%完了 (Q4) (5%)
 - (iv) オピオイド依存症治験の患者登録を 75%完了 (Q4) (2.5%)
 - (v) アルコール依存症治験の患者登録を完了 (Q4) (2.5%)
- MN-001 (25%)
 - (i) NASH 又はこれに類する治験を開始 (Q4) (15%)
 - (ii) IPF の治験を開始 (Q4) (10%)
- MN-029 (5%)
 - (i) 会社資源を支出せずに開発を進展させること

財務目標 (25%)

- 期末時点で 12 百万米ドルの現金残高 (2 年分の一般管理費) を有すること

2016 年 1 月、本委員会は、MN-029 にかかわるプロジェクト目標を除く 2015 年度目標について、これらが達成されたか又はこれらを上回る実績が得られたと判断しました。本委員会は、当社が 2015 年に適用ある財務目標を大幅に上回る多額の現金を調達したとの判断に基づき、潜在的な現金賞与の全額を受け取る権利を認めました。

株式報酬 2014 年 12 月、本委員会は、各人の役務の価値及び 2015 年に当社が取り組むこととなる重要課題に対する報酬として、3 年間にわたり権利確定する 120,000 株を購入するためのストック・オプションを松田氏に、3 年間にわたり権利確定する 15,000 株を購入するためのストック・オプションを岡島氏及びオプライアン氏にそれぞれ付与しました。2015 年 1 月、本委員会は、岩城氏に 250,000 株、松田氏に 125,000 株、並びに岡島氏及びオプライアン氏にそれぞれ 105,000 株の業績連動型ストック・オプションを付与しました。かかる株式報酬の規模を決定するに当たり、本委員会は、執行役の当時未行使であった報酬の状況、前年度の当社の業績、及び当社の今後の業績に対して見込まれる貢献を考慮しました。また、当社の株式プランの下で全体として利用可能な留保株式、及び市場の参照企業における株式プランの「バーンレート」をも考慮に入れました。業績に基づく権利確定は、現金賞与報酬を受け取る資格と同様に、上記「現金賞与報酬—2015 年度目標」に記載した 2015 年度の目標と同じ目標の達成に基づいています。権利確定はかかる予め定められた目標を参照して決定されますが、執行役に関する最終的な権利確定の決定は、保証されておらず、本委員会が年間の業績を検討した上で単独の裁量によりこれを調整することが可能でした。

2016 年 1 月、本委員会は、MN-029 にかかわるプロジェクト目標を除く 2015 年度目標について、これらが達成されたか又はこれらを上回る実績が得られたと判断しました。本委員会は、当社が 2015 年に適用ある財務目標を大幅に上回る多額の現金を調達したとの判断に基づき、すべての業績連動型ストック・オプションを受け取る権利の確定を認めました。また、本委員会は同月、2015 年度目標の達成に対する報酬として、NEO に対する 3 年間にわたり権利確定するストック・オプションを、岩城氏に 120,000 株、松田氏に 100,000 株、並びに岡島氏及びオプライアン氏にそれぞれ 30,000 株付与しました。かかる株式報酬の規模は、前述した要素と同様の要素を参照して決定されました。

手当及びその他の給付

当社の執行役は、医療・歯科保険制度、生命保険制度、401(k) プラン及び従業員株式購入プランを含む当社のすべての従業員給付制度に、いずれも当社の他の従業員と同じ条件で加入する資格を有します。401(k) プランでは、当社はその裁量において、各賃金支給期間に当該プランのために繰り延べられた適格な報酬に応じたマッチング拠出を行うことができます。当社はこれまで、勤続 3 ヶ月経過後の適格な報酬の 6% を上限とし、選択された繰延額の 100% に相当する額により、加入者が拠出した金額の一部についてマッチング拠出を行ってきました。従業員株式購入プランは、フルタイムの従業員に対し、賃金からの控除により (各従業員の報酬の 15% を上限とします。)、普通株式を、各 6 ヶ月間の募集期間の初日又は末日現在の公正価格の 85% に相当する額のうち少ない額を上限として許可するものです。

雇用、解雇及び支配権の変更に関する契約

当社は、いずれも長年にわたり当社の従業員である岩城氏及び岡島氏との間で、下記「雇用契約」に記載するとおり雇用契約を締結しています。その他には、チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしての役務に関してコンサルティング契約を締結していたヴァン・デン・ブーム氏を除き、当社はいずれの NEO とも正式な書面による雇用契約は締結していません。本委員会は、下記

「解雇保護契約」に記載する NEO（ヴァン・デン・ブーム氏を除きます。）との解雇保護契約の維持が、支配権の変更が生じた場合に主要な従業員の雇用に及ぶ影響にかかわらず、当社の主要な従業員を確保し、主要な従業員が株主価値を最大化するための活動を追求することを保証する上で重要な手段であると考えます。

執行役の報酬の税務上の取扱い

1986 年内国歳入法（その後の改正を含みます。）（以下「内国歳入法」といいます。）第 162 条(m)により、ある NEO に関して年間に税額控除が可能な報酬額は、報酬が第 162 条(m)及び関連規制に定められる業績連動型報酬である場合を除き、1,000,000 米ドルがその上限とされています。当社は、いずれの NEO に関しても、控除可能な上限額を上回ったことはありません。当社は、それにより特定の報酬の税額控除が内国歳入法上不可能となるとしても、報酬の提供方法に関して柔軟性を維持することが当社の最善の利益に適う場合があると考えています。

リスク評価

報酬委員会は毎年、NEO の報酬の要素の見直しを行っており、その一環として、プログラム全体が過度のリスク負担を助長していないかを検討しています。報酬委員会は現在の評価として、NEO に提供される報酬の大部分が業績連動型であるものの、当社の報酬プログラムは過度又は不要なリスク負担を促してはいないと考えています。報酬委員会は、かかる報酬プログラムの設計が、NEO が短期及び長期の両方の戦略目標を重視し続けることを促すものであると考えています。当社の報酬慣行には、(1)短期インセンティブ報酬と長期インセンティブ報酬のバランスをとる、(2)保有者の利益と当社の長期的な展望とを一致させるために、長期インセンティブ報酬の権利確定に関して時間に基づく基準と業績に基づく基準とを利用する、(3)限定的な目標ではなく、全体としての当社の進展に関連づけられた複数の業績指標を利用する、及び(4)報酬委員会が現金インセンティブ及び業績連動型株式報酬プログラムの下で支払う金額を決定する裁量を留保するという保護手段が組み込まれています。

2015年の報酬概要一覧表

下記の表は、2015年、2014年及び2013年各12月31日に終了した事業年度において、NEOが受領又は稼得した報酬を示しています。オブライアン氏及びヴァン・デン・ブーム氏に関しては、2015年より前にはNEOではなかったため、2015年12月31日に終了した事業年度のみに関する情報が示されています。

氏名及び役職	年度	給与 (単位：米ドル)	オプション報酬(1) (単位：米ドル)	ストック・インセン	その他の全報酬 (単位：米ドル)	合計 (単位：米ドル)
				ティブ・プラン以外 の報酬(2) (単位：米ドル)		
岩城裕一、M. D.、Ph. D. 代表取締役社長兼 CEO(7)	2015	518,891	510,850	259,445	15,900 (3)	1,305,086
	2014	504,758	-	252,379	11,961 (3)	769,098
	2013	504,758	957,100	138,808	14,700 (3)	1,615,366
松田和子、M. D.、Ph. D. チーフ・メディカル・オフィサー	2015	344,700	255,425	120,645	9,100 (4)	729,870
	2014	293,550	270,898	102,743	15,600 (4)	682,791
	2013	293,550	541,150	56,508	23,803 (4)	915,011
岡島正恒 ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	2015	301,769	214,557	105,619	15,887 (5)	637,832
	2014	293,550	33,862	102,743	17,518 (5)	447,673
	2013	293,550	541,150	56,508	18,437 (5)	909,645
ジェフリー・オブライアン、J. D. /M. B. A. ヴァイス・プレジデント	2015	257,000	214,557	89,950	15,900 (6)	577,407
エスター・ヴァン・デン・ブーム、CPA 元チーフ・フィナンシャル・オフィサー(8)	2015	95,100	-	-	-	95,100

- (1) オプション報酬欄の金額は、FASB の会計原則基準書のトピック 718 (本書では ASC 718 という。)に基づき計算される付与日における公正価格を表す。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、2015年12月31日に終了した年度の様式 10-K による当社年次報告書の連結財務書類の注記に記載される注 8「Stock-based Compensation (株式に基づく報酬)」を参照のこと。
- (2) 業績ベースの現金インセンティブ支払金を表している。
- (3) 401(k)雇用者分担金相当額 (2015年の15,900米ドル、2014年の11,961米ドル及び2013年の14,700米ドル)を含む。団体長期障害所得補償保険料及び健康保険料(双方とも一般に全従業員に対して区別なく提供される。)を除く。
- (4) 401(k)雇用者分担金相当額 (2015年の9,100米ドル、2014年の15,600米ドル及び2013年の14,700米ドル)及び松田氏の自宅から当社の本社までの通勤費用(グロスアップ額)に関連して支払われる金額(2015年の0米ドル、2014年の0米ドル及び2013年の9,103米ドル)を含む。団体長期障害所得補償保険料及び健康保険料(双方とも一般に全従業員に対して区別なく提供される。)を除く。
- (5) 岡島氏の雇用契約に規定されており、年金及び福祉の保険料について日本法により要求される日本における団体長期障害所得補償保険料及び生命保険料に関する利益調整を含む。
- (6) 401(k)雇用者分担金相当額 (2015年の15,900米ドル)を含む。
- (7) 岩城氏は、2013年11月から2014年4月8日までチーフ・ファイナンシャル・オフィサー代行の役職を務めた。
- (8) ヴァン・デン・ブーム氏は、会計サービス企業であるヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーの所有者である。2014年4月8日付けのヴァン・デン・ブーム氏のチーフ・フィナンシャル・オフィサー就任に関連して、当社はヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーとの間で、同氏による役務の提供に関する業務委託契約を同日付けで締結した。同契約は、2015年4月3日に更新され、2016年3月31日に1年の契約期間が満了した。ヴァン・デン・ブーム氏は、2016年3月31日付けで当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを退任した。2015年12月31日に終了した事業年度中、当社はヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーに対し、総額272,968米ドルを支払い、これには報酬概要一覧表に反映された、ヴァン・デン・ブーム氏の当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーとしての役務、並びに経理担当管理者及び/又はその他の職員レベルの経理担当者の役務に関する支払金が含まれる。

2015年のプラン・ベースの報酬の付与

下記の表は、2015年12月31日に終了した年度中においてNEOに対し付与された一切のプラン・ベースの報酬に関する概要を記載したものです。

氏名	付与日	ストック・インセンティブ・プラン以外の報酬に基づく見積支給額(1)			その他のオプション報酬：オプションに係る有価証券の数(2)	オプション報酬の行使価格又は基準価格(単位：米ドル/株)(1)	株式及びオプション報酬の付与日における公正価格(3)(単位：米ドル)
		限度額	目標額(単位：米ドル)	最高額			
岩城裕一、M.D.、Ph.D. 代表取締役社長兼CEO	2015/1/7		259,455				
	2015/1/7				250,000	3.09	510,850
松田和子、M.D.、Ph.D. チーフ・メディカル・オフィサー	2015/1/7		120,645				
	2015/1/7				125,000	3.09	255,425
岡島正恒 ヴァイス・プレジデント 兼東京事務所代表	2015/1/7		105,619				
	2015/1/7				105,000	3.09	214,557
ジェフリー・オブライアン、 J.D./M.B.A. ヴァイス・プレジデント	2015/1/7		89,950				
	2015/1/7				105,000	3.09	214,557
エスター・ヴァン・デン・ブーム、CPA 前チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	—	—	—	—	—	—	—

- (1) 当該金額は、基本給に対する割合で表される個人の目標賞与及び企業業績目標に基づき各NEOが受領することができる年間の業績連動型賞与を表している。NEOについて設定された賞与の割合又は金額の上限はない。2016年初めに付与された2015年の年間業績連動型賞与は、岩城氏が259,445米ドル、松田氏が120,645米ドル、岡島氏が105,619米ドル、オブライアン氏が89,950米ドルであった。
- (2) 2016年1月、報酬委員会は、2015年について定められた関連業績目標が達成されたと決定した後、業績ベースのストック・オプションについての権利確定を承認した。
- (3) オプション報酬欄における金額は、FASBの会計原則基準書のトピック718(「ASC718」)に従い計算された付与日における公正価格を表している。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、2015年12月31日に終了した年度の様式10-Kによる当社年次報告書の連結財務書類の注記に記載される注8「Share-based Compensation(株式に基づく報酬)」を参照のこと。

報酬概要一覧表及びプラン・ベースの報酬の付与一覧表に関する記述による開示

【年間基本給】

当社の NEO の報酬は、通常報酬委員会によって決定され、承認されます。2015 年の当社の NEO の基本給は以下のとおりです。

氏名	2015 年の基本給 (米ドル)
岩城裕一	518,891
松田和子	344,700
岡島正恒	301,769
ジェフリー・オブライアン	257,000
エスター・ヴァン・デン・ブーム	— (1)

- (1) ヴァン・デン・ブーム氏は、会計サービス企業であるヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーを所有している。2014 年 4 月 8 日にヴァン・デン・ブーム氏がチーフ・ファイナンシャル・オフィサーに任命されたことを受けて、当社は、ヴァン・デン・ブーム氏の役務の提供について、2014 年 4 月 8 日に、ヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーと委任契約を締結した。同契約は、2015 年 4 月 3 日に更新され、2016 年 3 月 31 日に 1 年の期間を満了した。委任契約に基づき、当社は、ヴァン・デン・ブーム氏の役務について時給 250 米ドルのレートでヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツに支払を行った。ヴァン・デン・ブーム氏は、2016 年 3 月 31 日付けでチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを退任した。

【年次業績連動型賞与の機会】

基本給に加えて、当社の NEO (ヴァン・デン・ブーム氏を除きます。) は、特定の年次企業目標を達成するための執行役への適切なインセンティブを提供することを目的とした、年次業績連動型現金賞与を受領する資格を有しています。

各 NEO が受領することができる年次業績連動型賞与は、基本給に対する割合で表される個人の目標賞与及び特定の年次企業目標に基づいています。実際に支払われる業績連動型賞与 (もしあれば) は、執行役の年間基本給、目標賞与の割合及び特定の年次企業目標の達成割合を乗じて計算されます。報酬委員会は、年度末に、当社が特定の年次企業目標を達成した度合いを決定します。

雇用契約又は報酬委員会の定めに従って、各 NEO について、基本給に対する割合で表される目標賞与 (目標賞与割合) が以下のとおり設定されています。

氏名	2015 年の目標賞与
岩城裕一	50%
松田和子	35%
岡島正恒	35%
ジェフリー・オブライアン	35%
エスター・ヴァン・デン・ブーム	—

特定の年次企業目標は、毎年、該当する年度が始まる前又はその直後に、報酬委員会によって決定され、NEO に通知されます。企業目標は、当社の年次企業目標及び様々な業績に関する複数の目標から構成されています。それらは、当社の全体的な戦略目標に応じて随時変更されますが、概して、臨床開発候補及び財務目標についての臨床上、規制上及び発見上のマイルストーンの達成に関連しています。

2015 年について設定され、達成された企業目標には、様々な医薬品開発に関する活動及び目標並びに財務目標が含まれていました。報酬委員会は、2015 年の企業目標の 100% が達成されたと決定し、岩城氏に 259,445 米ドル、松田氏に 120,645 米ドル、岡島氏に 105,619 米ドル、オブライアン氏に 89,950 米ドルの現金賞与を付与しました。

【長期インセンティブ報酬】

当社の長期株式インセンティブ報酬は、当社の NEO 及びその他の従業員、従業員を兼務していない取締役並びにコンサルタントの利益と当社株主の利益を合致させることを企図しています。権利確定は継続的な役務に基づいているため、当社の株式インセンティブは、報酬の権利確定期間を通して当社の NEO が雇用されることを推奨しています。

当社の株価がストック・オプションの行使価格に対し上昇した場合にのみ当社の NEO がストック・オプションから利益を得られるため、当社は、NEO に対する長期報酬の主なインセンティブとしてストック・オプションを使用しています。当社は、通常、

当社の NEO の雇用開始時に最初の付与を行い、その後は毎年リテンションの際に付与を行います。

当社は、2013 年 6 月以前は、2004 年ストック・インセンティブ・プラン（その後の修正及び改訂を含み、以下「2004 年プラン」といいます。）に基づいてすべてのストック・オプションを付与していました。2004 年プランに基づいて付与されたすべてのオプションは、付与日における当社普通株式の公正価格以上の価格により付与されました。2013 年 6 月以降、すべてのストック・オプションは、2013 年エクイティ・インセンティブ・プラン（以下「2013 年プラン」といいます。）に基づいて付与されました。2013 年プランに基づいて付与されるすべてのオプションは、付与日における当社普通株式の公正価格により付与されます。

当社の NEO に対するストック・オプションの付与は、通常、3 年から 4 年の期間に又は特定の年次企業目標の達成時に権利が確定します。

昨年度に当社の NEO に付与されたオプションについては、「2015 年のプラン・ベースの報酬の付与」をご覧ください。

【雇用契約】

岩城裕一 M.D.、Ph.D. 当社は、2007 年 4 月 1 日付で、岩城裕一 M.D.、Ph.D. との雇用契約（修正済み）を締結し、岩城氏は同契約に基づき当社の社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサーを務めております。岩城氏は現在、12 ヶ月毎に自動的に更新される同契約に基づき、年間 523,042 米ドルの報酬を受領しております。同氏はまた、(i) 取締役会の単独の裁量により、他の役員及び／又は従業員に支払われる賞与の額を勧告して決定される定期的な賞与、並びに(ii) 取締役会の単独の裁量による株式報酬の付与を受ける権利を有します。さらに、当社は岩城氏に、当社の経営陣に通常提供している標準的な内容の手当及び保険を提供しています。いずれの当事者も、3 ヶ月前に通知した上でいつでも同契約を終了することができます。当社が 3 ヶ月前の通知により岩城氏との契約を解約する場合、岩城氏は、その時点で有効な雇用方針に基づき定められた退職金を受領する権利を有します。ただし、当社は、3 ヶ月前の通知に代えて、岩城氏の年間基本給の 75%に相当する金額を支払うことができます。さらに、岩城氏の雇用が何らかの理由により解約された場合、当社は同氏をコンサルタントとして四半期単位で任用することもできます。コンサルティング業務に対する四半期当たりの報酬は、岩城氏の年間基本給の 15%に相当する金額となります。雇用契約に基づき岩城氏への契約終了時支払金が支払われる時期は、歳入法第 409A 条の適用ある要件及び関連する米国財務省の規定に従うものとします。

松田和子 M.D.、Ph.D. 松田氏の間では、雇用契約は締結しておりません。

岡島正恒氏 当社は、2006 年 9 月 1 日付で、岡島正恒氏との雇用契約を締結し、岡島氏は同契約に基づきヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表を務めています。岡島氏は現在、年間 304,184 米ドルの報酬を受領しています。岡島氏は、毎年度末に同氏の基本給の 35%を上限とする業績連動型変動賞与を受領する資格を有します。また、当社は岡島氏に、当社の経営陣に通常提供している標準的な内容の手当及び保険を提供しています。さらに、岡島氏は、15,000 米ドルの利益調整額を、毎月の均等払いで受領する権利を有します。岡島氏は、日本の制度の下で労災保険、失業保険、年金及び福祉制度に係る保険の補償を受ける必要があります。当社は日本法に従い、保険料の 50%を拠出します。岡島氏の雇用契約は、理由の如何を問わず、かつ正当な理由の有無を問わず、いつでもこれを解約することができます。当社は、日本法に基づき、少なくとも 30 日前の解雇予告若しくはこれに代わる 30 日分の賃金、又はかかる予告及び支払義務を組み合わせたものを岡島氏に提供しなければなりません。当社が岡島氏との雇用契約を正当な理由なく解約した場合には、岡島氏は、6 ヶ月分の解約手当を受領する権利を有し、かかる手当は、解約後、同氏が新たに雇用された時点で終了します。

ジェフリー・オブライアン氏 オブライアン氏の間では、雇用契約は締結しておりません。

エステル・ヴァン・デン・ブーム氏 ヴァン・デン・ブーム氏の間では、雇用契約は締結していませんでした。ヴァン・デン・ブーム氏は、会計サービス企業であるヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーを所有しています。2014 年 4 月 8 日にヴァン・デン・ブーム氏がチーフ・ファイナンシャル・オフィサーに任命されたことを受けて、当社は、2014 年 4 月 8 日に、ヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーと委任契約を締結しました。同契約は、2015 年 4 月 3 日に更新され、2016 年 3 月 31 日に 1 年の期間を満了しました。委任契約に基づき、当社は、ヴァン・デン・ブーム氏の役務について時給 250 米ドルのレートでヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツに支払を行いました。2015 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、当社は、総額で 272,968 米ドルをヴァン・デン・ブーム・アンド・アソシエイツ・エルエルシーに支払いました。その中には、当社のチーフ・ファイナンシャル・オフィサーとしてのヴァン・デン・ブーム氏の役務に関する上記報酬概要一覧表における支払並びに会計監査役及び／又はその他のスタッフレベルの会計担当者の役務が含まれます。ヴァン・デン・ブーム氏は、2016 年 3 月 31 日付けでチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを退任しました。

当社の報酬委員会は、当社執行役の雇用契約が一般的な執行役の雇用契約に照らして適切に設計され、かつ妥当であり、かかる執行役の雇用契約が妥当な費用構造を反映したものであると考えています。

【解雇保護契約】

当社の取締役会は、2014年7月8日に、すべてのNEO（ヴァン・デン・ブーム氏を除きます。）を含む当社の執行役が当社の支配権の変更（以下に定義されます。）の結果として又はそれに関連して解任された場合に手当を支給するため当該執行役と締結する解雇保護契約（以下「本契約」といいます。）の新たな形式を承認しました。当社は、2014年7月14日に、NEO（ヴァン・デン・ブーム氏を除きます。）のそれぞれと本契約を締結しました。

支配権の変更後12ヶ月以内に、(i)「正当な理由」若しくは障害を理由に当社によるか、(ii)執行役の死亡によるか、又は(iii)「相当な理由」以外の理由で執行役によって、執行役が解任されたか又は退任した場合、本契約に従い、執行役は、解任後5日以内に一括現金払いで支払われる未払報酬及び比例計算による賞与（かかる解任又は退任が「正当な理由」による当社による場合を除きます。）を受領することができます。

支配権の変更の直前30日以内に若しくは支配権の変更後12ヶ月以内に、上記の理由以外の理由で当社又は執行役により執行役が解任されたか若しくは退任した場合、又は支配権の変更の直前30日以内に執行役の立場、地位若しくは責任について重大な変更が生じ、その後支配権の変更後24ヶ月以内に執行役が解任された場合、執行役は、解任後5日以内に一括現金払いで支払われる未払報酬及び比例計算による賞与を受領することができます。加えて、請求権放棄書を締結することにより、(a)執行役は、かかる解任又は退任から60日後に一括現金払いで支払われる、当該執行役の「基本給の額」及び「賞与の額」の合計の2倍に相当する金額並びに18ヶ月間についての継続の生命保険及び高度障害給付金の保険料見積額を受領することができ、(b)当社は、解任又は退任後18ヶ月間についての執行役及び当社の医療制度に基づき対象となる適格扶養者に対し、COBRAにおける医療、歯科及び眼科に関する継続の保障費を支払います。当社は、また、12ヶ月間又は執行役が別の雇用の申し出を受けるまでのいずれか短い期間について、合理的なアウトプレースメント・サービスを執行役に提供します。加えて、未確定の株式報酬に関する権利確定が繰り上げられ、執行役の権利が完全に確定します。

本契約におけるのと同様、支配権の変更とは、一般的に、(i)当社の議決権付き発行済有価証券の40%以上の取得、(ii)2014年1月1日現在の取締役会のメンバーの過半数の変更、(iii)合併、重要な資産の売却若しくはこれに類似した取引で、現在の株主がその取引の結果、当社若しくは当該取引による事業体の普通株式及び議決権付き有価証券の50%以下を保有することになるもの、又は(iv)株主による完全な清算若しくは解散の承認をいいます。

本契約に従い当社が執行役に提供する支払又は手当は、歳入法第409A条に従い行われます。本契約に従い執行役に支払われる支払又は手当について、歳入法に基づく消費税が課される場合、当該支払又は手当は、消費税の支払を回避するために必要な範囲で減額されます。

本契約の当初の期間は、2014年12月31日まででした。本契約は、当該年度の10月1日までにいずれかの当事者が更新しない旨の書面による通知を送付した場合を除き、その後1年間自動的に更新されます。

2015年の年度終了時点で未行使の株式報酬

下記の表は、2015年12月31日現在において行使可能及び行使不可能に分類される当社のNEOの未行使の株式報酬を開示したものです。

氏名	オプション報酬				
	行使可能な未行使オプションに係る有価証券の数	行使不可能な未行使オプションに係る有価証券の数	オプション行使価格 (単位:米ドル/株)	オプション満了期限	
岩城裕一、M.D.、Ph.D. 代表取締役社長兼CEO	40,000	—	11.60	2016/1/3	
	1,000	—	13.36	2016/5/10	
	20,000	—	11.48	2016/7/8	
	333,503	—	9.73	2016/11/11	
	130,000	—	4.42	2018/1/6	
	97,500	—	2.20	2019/1/29	
	58,600	—	7.34	2020/1/28	
	100,000	—	2.54	2021/7/12	
	86,250	—	2.46	2021/8/2	
	145,000	—	4.10	2023/5/12	
	40,365	22,135 (2)	4.10	2023/5/12	
	200,000	—	2.64	2023/12/11	
	250,000 (1)	—	3.09	2025/1/6	
松田和子 チーフ・メディカル・オフィサー	8,000	—	11.48	2016/7/8	
	37,000	—	4.80	2019/7/6	
	11,900	—	7.34	2020/1/28	
	20,000	—	5.13	2020/6/13	
	75,000	—	2.54	2021/7/12	
	56,250	—	2.46	2021/8/2	
	60,000	—	2.30	2021/8/31	
	80,000	—	4.10	2023/5/12	
	27,448	15,052 (2)	4.10	2023/5/12	
	105,000	—	2.64	2023/12/11	
	40,000	80,000 (3)	3.24	2024/12/03	
	125,000 (1)	—	3.09	2025/1/6	
	岡島正恒 ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	10,000	—	11.26	2016/7/31
15,000		—	22.60	2016/8/31	
25,000		—	34.12	2016/8/31	
125,064		—	9.73	2016/11/11	
48,000		—	4.42	2018/1/6	
41,250		—	2.20	2019/1/29	
35,700		—	7.34	2020/1/28	
85,000		—	2.54	2021/7/12	
63,750		—	2.46	2021/8/2	
80,000		—	4.10	2023/5/12	
27,448		15,052 (2)	4.10	2023/5/12	
105,000		—	2.64	2023/12/11	
5,000		10,000 (3)	3.24	2024/12/03	
105,000 (1)	—	3.09	2025/1/6		
ジェフリー・オブライアン、J.D./M.B.A. ヴァイス・プレジデント	25,000	—	4.80	2019/7/6	
	11,900	—	7.34	2020/1/28	
	32,000	—	2.54	2021/7/12	
	26,250	—	2.46	2021/8/2	
	55,000	—	4.10	2023/5/12	
	14,520	7,980 (2)	4.10	2023/5/12	
	50,556	19,444 (3)	2.58	2023/10/14	
	105,000	—	2.64	2023/12/11	
	5,000	10,000 (3)	3.24	2024/12/3	
	105,000 (1)	—	3.09	2025/1/6	
	10,000	—	2.00	2024/8/7	
	エスター・ヴァン・デン・ブーム、CPA 前チーフ・ファイナンシャル・オフィサー		—		
			—		

- (1) 2016年1月、報酬委員会は、2015年について定められた関連業績目標が達成されたと決定した後、業績ベースのストック・オプションについての権利確定を承認した。
- (2) これらの付与については、付与日である確定開始日から、4年間にわたり毎月分割で同数が確定する。
- (3) これらの付与については、付与日である確定開始日から、3年間にわたり毎月分割で同数が確定する。

2015年のオプション行使及び権利確定株式

いずれのNEOについても、2015年12月31日に終了した事業年度中に行使されたオプション又は権利確定した株式報酬はありませんでした。

【退任又は支配権の変更に伴う潜在的な支払】

岩城氏及び岡島氏は、上記「報酬概要一覧表及びプラン・ベースの報酬の付与一覧表に関する説明による開示－雇用契約」に記載される雇用契約の条件に基づいて退職金を受領する権利を有しています。加えて、当社のNEO（ヴァン・デン・ブーム氏を除きます。）は、上記「報酬概要一覧表及びプラン・ベースの報酬の付与一覧表に関する説明による開示－解雇保護契約」に記載される解雇保護契約の条件に基づいて、当該NEOが支配権の変更に伴って又はそれに関連して解任された場合、退職金を受領する権利を有しています。下記の表は、以下の(i)から(iv)の場合に各NEO（ヴァン・デン・ブーム氏を除きます。）に対し支払われる報酬及び手当の金額を表しています。

- (i) 支配権の変更に伴わない執行役の解任
- (ii) 支配権の変更に伴った12ヶ月以内におけるメディシノバによる「正当な理由」に基づく執行役の解任
- (iii) 支配権の変更に伴った12ヶ月以内における執行役の死亡若しくは就業不能による解任又は「相当な理由」以外のその他の理由による執行役による退任
- (iv) 支配権の変更に伴った直前30日以内若しくは支配権の変更に伴った12ヶ月以内におけるメディシノバによる解任若しくは執行役自らによる退任又は支配権の変更に伴った直前30日以内における執行役の地位、役職若しくは職責に重大な変更があつて、支配権の変更に伴った24ヶ月以内における執行役の解任若しくは退任

下記の表に記載された金額は、該当する事由が2015年12月31日に発生したことを前提とした金額であり、当該事由の発生に伴いNEOに支払われる推定額を表しています。

支配権の変更に伴うものではない解任：

(単位：米ドル)

氏名	取得済で未払の基本給 (1)	未払の休暇手当(2)	現金退職金(3)	継続手当(5)	合計
岩城裕一	0	79,829	259,455	36,011	375,295
松田和子	0	0	0	16,995	16,995
岡島正恒	0	0	105,619	17,988	123,607
ジェフリー・オブライアン	0	0	0	17,016	17,016

メディシノバによる「正当な理由」に基づく支配権の変更に伴う解任：

(単位：米ドル)

氏名	取得済で未払の基本給 (1)	未払の休暇手当(2)	合計
岩城裕一	0	79,829	79,829
松田和子	0	53,031	53,031
岡島正恒	0	0	0
ジェフリー・オブライアン	0	37,771	37,771

支配権の変更に伴う死亡若しくは就業不能によるメディシノバによる解任又は「相当な理由」以外のその他の理由による執行役による退任：

(単位：米ドル)

氏名	取得済で未払の基本給 (1)	未払の休暇手当(2)	現金退職金(3)	合計
岩城裕一	0	79,829	259,455	339,284
松田和子	0	53,031	120,645	173,676
岡島正恒	0	0	105,619	105,619
ジェフリー・オブライアン	0	37,771	89,950	127,721

支配権の変更の直前30日以内又は支配権の変更後12ヶ月以内におけるその他の理由によるメディシノバによる解任又は執行役による退任:

(単位:米ドル)

氏名	発生済で未払の基本給(1)	未払の休暇手当(2)	現金退職金(4)	継続手当(5)	権利確定の繰上(6)	合計
岩城裕一	0	79,829	1,299,693	36,011	115,000	1,530,533
松田和子	0	53,031	812,916	16,995	82,300	965,242
岡島正恒	0	0	714,610	17,988	51,400	783,998
ジェフリー・オブライアン	0	37,771	606,483	17,016	70,261	731,531

- (1) 2015年12月31日現在のすべての発生済で未払の給与を示している。
- (2) 2015年12月31日現在のすべての発生済で未払の休暇手当を示している。
- (3) 解任後5日以内に一括現金払いで支払われる按分賞与を示している。
- (4) 解任後5日以内に一括現金払いで支払われる按分賞与及び請求権の放棄証書が締結された場合には当該執行役の「基本給の額」と「賞与額」の合計の2倍に相当する現金の支払、並びに当該解任の60日後に一括現金払いで支払われる、18ヶ月間の継続生命保険及び障害給付金の保険料の見積額を示している。
- (5) 解任後18ヶ月間の執行役及び当社の医療保障制度に基づき付保される適格扶養家族に対するCOBRAに基づく医療・歯科・眼科継続補償の費用を示している。当社はまた、12ヶ月間又は執行役が別の雇用の申し出を受けるまでのいずれか早い時まで、アウトプレースメント・サービスを執行役に提供する。
- (6) ストック・オプションの権利確定の繰上げに係る価額は、2015年12月31日時点の当社普通株式の終値(3.55米ドル)とオプション行使価格の差異の合計に権利確定が繰り上げられるオプション数を乗じたものに基づいている。

【報酬委員会の兼任及び部内者の参加】

2015年の報酬委員会の構成員は、ヒマワン氏、石坂氏、小林氏及び繁田寛昭氏(2015年に取締役会を退任するまで)でした。報酬委員会のいかなる構成員も、2015年に、当社の執行役又は他社の取締役とSEC規則に定義される兼任関係を有していませんでした。

2015年の取締役報酬

当社は、現在従業員を兼務していない取締役（ヒマワン氏を除きます。）に対して取締役会での職務にかかる報酬を支払います。2015年6月30日以前は、これらの現在従業員を兼務していない各取締役（ヒマワン氏を除きます。）は、取締役会での職務に関して四半期毎に均等後払いされる年間現金報酬40,000米ドルを受け取ることができました。2015年7月、報酬委員会は、従業員を兼務していない取締役（ヒマワン氏を除きます。）に対して支払う年間現金報酬を10,000米ドルに減額し、石坂氏と小林氏の両氏に対して当社普通株式20,000株を購入する、完全に権利確定した非適格オプションを付与しました。

従業員を兼務していない取締役は、通常、初めて当社取締役となった時点で、当社普通株式15,000株を購入する、完全に権利確定した非適格オプションを付与されます。報酬委員会は毎年、執行役の報酬を検討する際に、その裁量により、当社の従業員を兼務していない取締役に対してストック・オプションを付与するか否かを検討し、決定します。従業員を兼務していない取締役に対して付与されるストック・オプションは、目的となる株式の付与日における公正市場価格の100%に相当する1株当たり行使価格を有します。当社は、取締役会及び委員会の会合への出席に関連して当社の取締役が負担した合理的な経費を当該取締役に支払っています。

下記の表は、2015年12月31日に終了した事業年度中に従業員を兼務していない当社の取締役を務めたすべての者に関する報酬の情報を示したものです。

氏名	現金稼得報酬又は 現金支払報酬 (単位：米ドル)	オプション報酬 (単位：米ドル)		合計 (単位：米ドル)
		(1)	(2)	
ジェフ・ヒマワン、Ph.D. (3)	—	—	—	—
小林温 (4)	—	52,105	—	52,105
石坂芳男 (5)	10,000	52,105	—	62,105
中田貢介 (3) (6)	—	—	—	—
繁田寛昭 (6)	25,000	—	—	25,000

- (1) オプション報酬の欄に記載される金額は、ASC 718に基づき計算された付与日の公正価格を反映している。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、2015年12月31日に終了した年度の様式10-Kによる当社年次報告書の連結財務書類の注記に記載される注8「Stock-based Compensation（株式に基づく報酬）」を参照のこと。
- (2) 2015年12月31日時点での未行使オプション報酬に係る株式の総数は、ヒマワン氏が40,000株、小林氏が35,000株、石坂氏が35,000株、中田氏が0株、繁田氏が0株である。
- (3) ヒマワン氏及び中田氏は、取締役会での職務に関して現金報酬又はストック・オプションの付与を受けないことを選択した。
- (4) 小林氏は、取締役会での職務に関して現金報酬の付与を受けないことを選択した。
- (5) 石坂氏は、取締役会での職務に関して減額された現金報酬10,000米ドル（通年）を受領することを選択した。
- (6) 中田氏及び繁田氏は、2015年の年次株主総会における再選任には立候補しませんでした。したがって、両氏は、2015年6月11日付けで取締役ではなくなりました。

特定実質保有者及び経営陣の証券保有状況

下記の表は、(i)普通株式の5%超を実質的に保有すると当社が認識しているそれぞれの者、(ii)当社の各取締役及び取締役候補者、(iii)「報酬概要一覧表」に記載されている当社の各NEO並びに(iv)当社の現任の全取締役及び執行役の集合体により実質的に保有される普通株式に関する2016年4月15日現在の情報を示したものです。実質的に保有される普通株式の割合は2016年4月15日現在における発行済株式数32,247,195株に基づきます。さらに、2016年4月15日から60日以内に行使用することができるシリーズB優先株式、ストック・オプション及びワラントに基づき発行することができる普通株式は、かかる権利を有する個人の保有割合の算定においては発行済みとみなされ、又は発行済みとして扱われますが、かかる権利の所有者以外の個人についての保有割合の算定においては発行済みとはみなされません。

実質的保有状況

実質保有者の氏名及び住所 (1)	実質的に保有される 普通株式数	実質的に保有され る普通株式の割合
5%株主：		
FMR LLC (2)	3,507,800	10.9%
キッセイ薬品工業株式会社 (3)	3,000,000	8.7%
サムライ・インベストメンツ・サンディエゴ・エルエルシー (4)	2,217,000	6.7%
取締役及び執行役：		
岩城裕一 M.D.、Ph.D. (5)	2,187,538	6.5%
ジェフ・ヒマワン Ph.D. (6)	1,190,370	*
石坂芳男 (7)	40,000	*
小林温 (8)	90,000	*
松田和子 (9)	751,798	*
岡島正恒 (10)	839,329	*
ジェフリー・オブライアン (11)	454,432	*
エスター・ヴァン・デン・ブーム (12)	10,000	*
全取締役及び執行役の集合体 (8名) (13)	5,553,467	15.6%

* 当社の発行済普通株式の1%未満であることを表す。

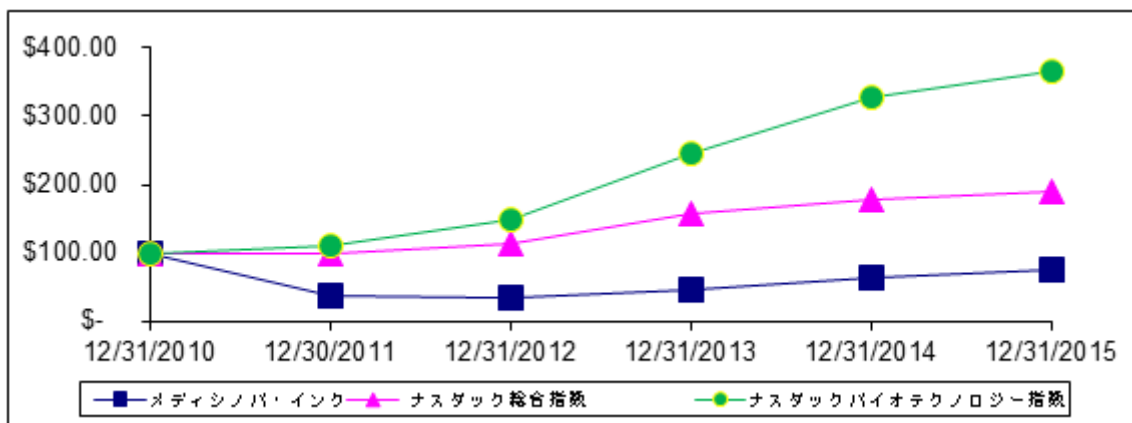
- (1) 別途記載する場合を除き、表に記載される各実質保有者の住所は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インク気付である。注記する場合を除き、かつ、適用ある共有財産法に従うことを条件として、実質保有者は、当該実質保有者により実質的に保有される旨表示しているすべての普通株式について単独で議決権を行使し投資を行う権限を有する。
- (2) FMR LLC、Edward C. Johnson 3d、Abigail P. Johnson 及び Select Biotechnology Portfolio が共同で2015年9月10日にSECに提出したSchedule 13Gに基づく。Edward C. Johnson 3dは、FMR LLCの会長兼取締役であり、Abigail P. Johnsonは、FMR LLCの取締役、ヴァイス・プレジデント、CEO兼社長である。Edward C. Johnson 3dの一族(Abigail P. Johnsonを含む)は、直接的に又は信託を通じて、FMR LLCのシリーズB議決権普通株式の主たる保有者であり、FMR LLCの議決権の49%を占めている。Johnson一族とその他一切のシリーズB株主は株主議決権行使契約を締結した。同契約に基づき、すべてのシリーズB議決権普通株式は、シリーズB議決権普通株式の過半数の票に従い投票される。したがって、Johnson一族は、議決権普通株式の保有及び株主議決権行使契約の締結により、FMR LLCに関して1940年投資会社法における支配集団を形成するとみなされる可能性がある。FMR LLCの主たる事業所の所在地は、02210 マサチューセッツ州、ボストン、サマーズトリート245である。
- (3) キッセイ薬品工業株式会社が2011年10月13日にSECに提出したSchedule 13G/Aに基づいており、また、普通株式800,000株、及びキッセイ薬品工業株式会社が保有するシリーズB転換型優先株式220,000株の転換により発行可能な普通株式2,200,000株を含む。キッセイ薬品工業株式会社の主たる事業所の所在地は、〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号(81-263-25-9081)である。
- (4) 里見治氏とサムライ・インベストメンツ・サンディエゴ・エルエルシーが2013年5月20日にSECに提出したSchedule 13Gに基づき、(i)普通株式1,000,000株及びサムライ・インベストメンツ・サンディエゴ・エルエルシーが保有し、ワラントの行使により発行可能な750,000株、並びに(ii)里見氏が保有する普通株式467,000株を含む。株主の主たる事業所の所在地は、92101 カリフォルニア州、サンディエゴ、スウィート1100、W.ブロードウェイ501である。
- (5) 岩城氏が保有する普通株式746,411株及びストック・オプションの行使により発行可能な1,441,127株を含む。

- (6) エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・ファンドVI・エルピー（以下「エセックス」という。）、エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・VI・エルピー（エセックスのジェネラル・パートナーであり、以下「GP パートナーシップ」という。）、エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・VI・エルエルシー（GP パートナーシップのジェネラル・パートナーであり、以下「ジェネラル・パートナー」という。）、ジェフ・ヒマワン氏及び管理職であるその他の個人が、2016年2月12日にSECに提出したSchedule 13D/A並びに当社が入手したその他の情報に基づく。ジェフ・ヒマワン取締役は、エセックスのマネージング・ディレクターを務める。エセックスが保有する普通株式1,170,370株及びストック・オプションの行使により発行可能なヒマワン氏が保有する20,000株を含む。エセックスのパートナーシップ契約に基づき、ヒマワン氏は、エセックスの利益のためにオプションを保有し、エセックス（行使により発行可能な株式を受領する権利を有する。）の指図のみに基づいてオプションを行使しなければならない。エセックス、GP パートナーシップ及びジェネラル・パートナーのそれぞれは、有価証券について単独の議決権及び投資権限を有するとみなされる可能性がある。GP パートナーシップ、ジェネラル・パートナー、ヒマワン氏及びその他の管理職は、当該有価証券について、それぞれの金銭的利益を除く、実質的保有者としての請求権を放棄する。
- (7) 石坂氏が保有する普通株式10,000株及びストック・オプション行使により発行可能な普通株式30,000株を含む。
- (8) 小林氏が保有する普通株式60,000株及びストック・オプションの行使により発行可能な普通株式30,000株を含む。
- (9) 松田氏が保有する普通株式67,003株及びストック・オプションの行使により発行可能な684,795株を含む。
- (10) 岡島氏が保有する普通株式56,138株及びストック・オプションの行使により発行可能な783,191株を含む。
- (11) オブライアン氏が保有する普通株式5,000株及びストック・オプションの行使により発行可能な449,432株を含む。
- (12) スtock・オプションの行使により発行可能な株式を表している。ヴァン・デン・ブーム氏は、2016年3月31日付けでチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを退任した。
- (13) 現在の取締役及び執行役の集合体が保有する普通株式2,114,922株及びストック・オプションの行使により発行可能な3,438,545株を含む。

実績グラフ*

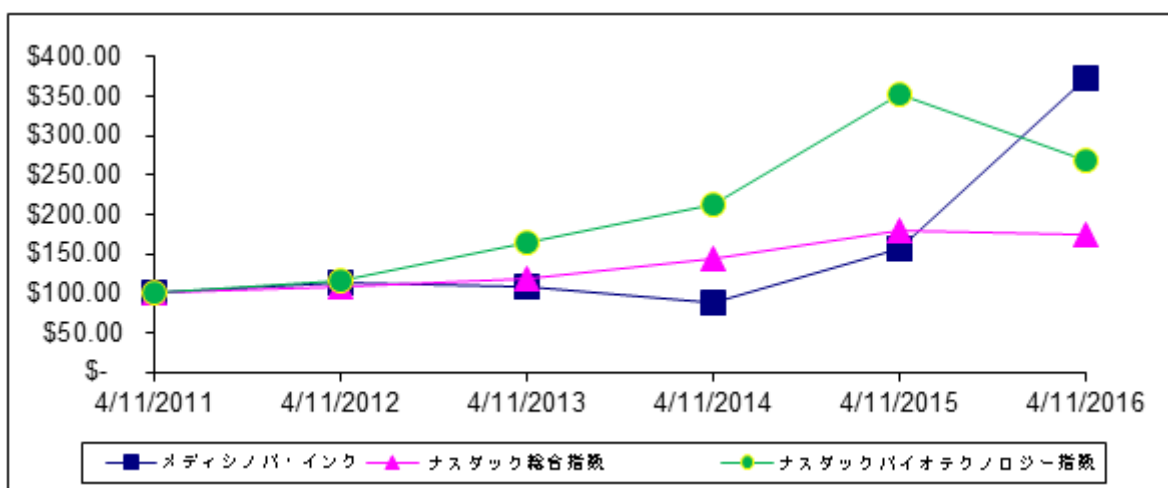
下記のグラフは、2010年12月31日から2015年12月31日までの当社普通株式、ナスダック総合指数及びナスダックバイオテクノロジー指数の累積総合利回りの比較を示したものです。このグラフでは、2010年12月31日付けの100米ドルの初期投資を想定しています。このグラフにおける比較は、当社普通株式の将来の実績の見通しや、将来の潜在的な実績を示すものではありません。

5年間の累積総合利回りの比較
初期投資 100 米ドルを想定



下記のグラフは、記載が義務付けられてはいないものの、2011年4月11日から2016年4月11日までの、当社普通株式、ナスダック総合指数及びナスダックバイオテクノロジー指数の累積総合利回りの比較を示したものです。このグラフでは、2011年4月11日付けの100米ドルの初期投資を想定しています。このグラフにおける比較は、当社普通株式の将来の実績の見通しや、将来の潜在的な実績を示すものではありません。2016年第1四半期中の当社普通株式の実績が好調であったため、当社は、このグラフが過去5年間ににおける当社普通株式の実績をより正確かつ最新な形で表していると考えました。

5年間の累積総合利回りの比較
初期投資 100 米ドルを想定



* 上記の業績グラフは、「勧誘のための資料」ではなく、米国証券委員会に「提出」したものとみなされず、また、本書の日付の前後を問わず、かつ提出書類に含まれる全般的な引用文言にかかわらず、1933年連邦証券法（その後の改正を含みます。）又は証券取引所法に基づく当社の提出書類に、参照することにより組み込まれるものではありません。

取締役会の監査委員会の報告書

本報告書の内容は、「勧誘のための資料」ではなく、米国証券委員会に「提出」したものとみなされず、また、参照することにより、1933年連邦証券法（その後の改正を含みます。）又は1934年証券取引所法（その後の改正を含みます。）に基づく当社の提出書類に組み込まれるものではありません。

監査委員会は、2004年9月28日付で取締役会が採択した書面による委員会規則に基づき運営されています。監査委員会の委員会規則の写しは、当社のホームページ www.medicinova.jp で閲覧可能です。監査委員会の委員は、石坂芳男（委員長）、ジェフ・ヒマワン及び小林温であり、各人は、ナスダック市場規則及びSECの規則が規定する独立取締役の基準を満たしています。

監査委員会は、取締役会に代わって当社の財務報告過程を監督し、当社の会計、監査、財務報告、内部統制及び法令遵守に係る機能に関する独立した、かつ客観的な監督を行う責任を負っています。監査の計画若しくはその実行、又は当社の財務書類が完全かつ正確であり、一般に公正妥当と認められている会計原則に従ったものであるかについて判断を行うことは、監査委員会の職務ではありません。経営陣が、当社の財務書類及び内部統制システムを含む報告過程についての責務を負っています。かかる財務書類が一般に公正妥当と認められている会計原則に適合している旨の意見表明は、独立登録会計事務所がその報告書において行う責任を負います。

監査委員会は、当社の経営陣及び独立登録会計事務所と共に、2015年12月31日に終了した年度についての様式10-Kによる年次報告書中の当社の監査済財務書類を検討し議論しました。監査委員会は、独立登録会計事務所と非公開で会談し、かかる会計事務所が重要と考える事項（PCAOB 監査基準第16号「監査委員会とのコミュニケーション（Communication with Audit Committees）」において要求される事項を含みます。）に関して議論しました。さらに、監査委員会は、PCAOB規則第3526号「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション（Communication with Audit Committees Concerning Independence）」により要求される、書面による開示を当社の独立登録会計事務所から受領し、かかる会計事務所の当社からの独立性に関して議論しました。BDOは監査委員会に対し、BDOがこれまで当社に対して独立した会計事務所であり、かつ今後も独立した会計事務所であり続ける旨の通知を行いました。

上記に概説した検討及び議論に基づいて、監査委員会は取締役会に対して、SECに提出する2015年12月31日に終了した年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書に監査済財務書類を含めるべき旨提言しました。

監査委員会

石坂芳男（委員長）
ジェフ・ヒマワン
小林温

その他の事項

当社は、年次株主総会において提案されるその他の議案があることを確知していません。その他の議案が年次株主総会以前に適式に付託された場合、委任状によって議決権を行使する者の判断に従って、同封の委任状による議決権が行使されることとなります。

第 16(a)項 実質株主の報告義務

証券取引所法第 16(a)項に基づき、当社の取締役、執行役及び当社の普通株式の 10%を超える株式の実質的保有者は、SEC に対し、当社の普通株式の当初保有状況及びその後の保有状況の変更について報告しなければなりません。これらの報告を行う具体的な期日が設定されており、当社は、適時にかかる報告を行わなかった者を特定することが義務付けられています。当社は、当社に提供された報告書の検討及び 2015 年 12 月 31 日に終了した事業年度においてその他の報告書が義務付けられていなかった旨の書面による表明のみに基づき、当社が知る限り、当社の役員、取締役、及び 10%を超える株式を保有する株主に適用される第 16(a)項の提出義務は、遵守されたと考えます。

2017 年年次株主総会における株主の提案

当社の株主は、2017 年年次株主総会における検討事項を同年年次株主総会の開催以前において提案することができます。2017 年年次株主総会において提示することが予定されている提案は、同年年次株主総会における参考書類及び委任状用紙に記載される必要があるため、2016 年 12 月 29 日（当社が当該年次株主総会についての参考書類を最初に送付する日付の応当日の 120 日前）までに当社のセクレタリーに受領されなければなりません。

2017 年年次株主総会の参考書類に含まれない株主の提案事項は、株主が、提案に関して書面により当社の主な執行役に宛ててセクレタリーに対して適時に通知し、当社の付属定款の条項を遵守しなければ、同年年次株主総会における検討事項として提案することができません。付属定款は、適時提案とみなされる条件として、当社がかかる株主の通知を、参考書類が年次株主総会に関連して株主に交付された日の応当日より 90 日以上 120 日以内に受領しなければならないと定めています。2017 年 3 月 13 日までに株主の通知がなされなかった場合、代理人に指名された者は、株主らがかかる提案について知らされていなかったとしても、かかる提案に関して自らの裁量により投票を行う権限を有します。2017 年年次株主総会の開催日が本参考書類に記載された日から 30 日を超えて変更された場合には、株主の通知は、(i) 当該年次株主総会の 90 日前の日、又は (ii) 当該年次株主総会の開催日が最初に公表された日から 7 日目の日のいずれか遅い方の日の営業終了時まで当社が受領されなければなりません。

参考書類の「家族保有手続」

SEC は、会社及び仲介人（ブローカー等）が同一の住所を有する複数の株主に対して一通の参考書類を送付することで、これらの株主に関する参考書類及び年次報告書の送付要件を満たすことを認める旨の規則を導入しました。この、一般的に「家族保有手続」といわれる手続は、株主のさらなる便益と、会社のコスト削減となる可能性を有しています。

当社の株主である口座名義人を有するブローカーの多くが、当社の参考書類について「家族保有手続」を行う予定です。株主からの反対の指示がない限り、同一の住所を有する複数の株主に対して一通の参考書類が送付される予定です。皆様がブローカーから、皆様の住所宛てに「家族保有手続」による情報伝達を行う旨の通知を受領した場合には、その後、皆様が別途の通知を受けるか同意を取り消すまで、「家族保有手続」が継続されます。当社は、以後の「家族保有手続」への参加を望まない株主の皆様には、書面又は口頭での要求に応じて速やかに、個別の年次株主総会資料一式をお送りすることを約束します。皆様が以後の「家族保有手続」への参加を望まず、個別に参考書類及び年次報告書を受領することを望む場合には、いつでも、皆様のブローカーに通知していただき、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275 メディシノバ・インクの当社宛てに書面をお送りいただくか、又は当社宛てにお電話 (+1-(858) 373-1500) ください。当社より、本参考書類及び年次報告書の写しを別途お送りします。現在、一つの住所で複数の参考書類及び／又は年次報告書を受領している株主の皆様で、これらの情報伝達の「家族保有手続」をご希望になる方は、それぞれのブローカーにご連絡ください。

年次報告書

2015年12月31日に終了した事業年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書が含まれております。

基準日時点において当社の普通株式の実質株主である方は、どなたでも、2015年12月31日に終了した事業年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書及びその財務書類の写しを請求することができます(ただし、添付書類は含まれておりません)。書面による請求を受け次第、写しを無料で提供いたします。写しをご希望の方は、92037 カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スイート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275、メディシノバ・インク、インベスター・リレーションズ宛てにご連絡ください。また、その際には、貴殿が2016年4月15日現在において、本年次株主総会において議決権を行使する資格を有する旨を表明してください。2015年12月31日に終了した事業年度についての様式10-Kによる当社の年次報告書はSECに提出されており、SECのウェブサイト <http://www.sec.gov> 又は当社のウェブサイト <http://www.medicinova.com> の“INVESTOR RELATIONS”のページの“SEC Filings”のセクションにて閲覧することができます。

皆様の年次株主総会への出席、欠席の意思を問わず、委任状をできるだけ早くご返送くださいますようお願い申し上げます。

取締役会の命により



岩城裕一 M.D.、Ph.D.
代表取締役社長兼CEO

2016年4月27日

本ページ以降は、白紙となっております。